

# 江田島市多文化共生 推進プラン



## 基本理念

誰もが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島



令和5(2023)年7月  
広島県 江田島市



## ～ 目 次 ～

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1章 プランの策定にあたって -----</b>            | <b>1</b>  |
| 【1】プラン策定の社会的背景 -----                    | 1         |
| 【2】プラン策定の趣旨 -----                       | 2         |
| 【3】プランの概要 -----                         | 2         |
| <br>                                    |           |
| <b>第2章 多文化共生施策を取り巻く現状 -----</b>         | <b>4</b>  |
| 【1】国・県の動向 -----                         | 4         |
| 【2】統計で見る江田島市の現状 -----                   | 6         |
| 【3】アンケート調査結果の概要（日本人市民、外国人市民アンケート） ----- | 17        |
| 【4】多文化共生社会づくりに向けての本市の課題 -----           | 27        |
| <br>                                    |           |
| <b>第3章 プランの基本的な考え方 -----</b>            | <b>29</b> |
| 【1】基本理念（目指すべき市の姿） -----                 | 29        |
| 【2】施策体系 -----                           | 30        |
| <br>                                    |           |
| <b>第4章 施策の展開 -----</b>                  | <b>31</b> |
| 【基本目標1】誰もが暮らしやすいまちづくり -----             | 31        |
| 施策の方向1 コミュニケーション支援の充実 -----             | 31        |
| 施策の方向2 生活への支援 -----                     | 32        |
| 【基本目標2】共に活躍できるまちづくり -----               | 34        |
| 施策の方向3 就労への支援 -----                     | 34        |
| 施策の方向4 地域社会への参画支援 -----                 | 34        |
| 【基本目標3】互いに認め合う心豊かなまちづくり -----           | 35        |
| 施策の方向5 多文化共生の意識づくり -----                | 35        |
| 施策の方向6 国際交流の促進 -----                    | 36        |
| <br>                                    |           |
| <b>第5章 プランの推進体制 -----</b>               | <b>37</b> |
| 【1】多文化共生社会づくりに向けた府内体制の整備-----           | 37        |
| 【2】地域における連携・協働体制づくり -----               | 37        |
| 【3】プランの進行管理 -----                       | 37        |
| <br>                                    |           |
| <b>資料編 -----</b>                        | <b>38</b> |
| 1 在留資格一覧 -----                          | 38        |
| 2 江田島市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱 -----         | 41        |
| 3 江田島市多文化共生推進プラン策定委員名簿 -----            | 42        |
| 4 江田島市多文化共生推進本部設置要綱 -----               | 43        |



# 第1章 プランの策定にあたって

## 【1】プラン策定の社会的背景

国や地方公共団体においては「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGs<sup>※1</sup>の基本理念に基づき、多様性と包摂性を主要原則として政策課題に位置付け、関連施策に取り組む動きが活発化しています。

そのような中、我が国の在留外国人数は、近年、増加<sup>※2</sup>で推移し、多国籍化も進んでいます。国においては、平成31（2019）年4月に在留資格「特定技能」を創設し、国内の深刻化する人材不足への対応をはじめ、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるための仕組みの構築を図っています。

また、社会全体の「デジタル・トランスフォーメーション（DX）<sup>※3</sup>」が加速し、国はAI（人工知能）やIoT（モノとインターネットのつながり）、ビッグデータ等を活用した「超スマート社会（Society5.0）<sup>※4</sup>」を目指すべき未来社会として、先進的な科学技術の開発や産学官の連携の強化を推進するとともに、音声翻訳アプリの普及など、多言語翻訳技術等の開発も進展をみせています。

一方で、近年、国内各地で集中豪雨や猛暑、大雪等の気象災害が発生し、日本の社会、経済的基盤にも大きな影響が及んでいます。国においては、外国人が必要とする防災や気象に関する情報を容易に入手できるアプリの開発や情報の多言語化を推進しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇されるなど、実習の継続が困難となった技能実習生等の雇用を維持するため、国は雇用維持に向けた支援を進めています。

令和2（2020）年9月、国は「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、国内で暮らす外国人を社会の一員として受け入れ、日本人と同様の公共サービスを享受し生活できる環境づくりを推進するとともに、多文化共生に係る施策の推進に取り組んでいます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1 【SDGs（Sustainable Development Goalsの略）】平成27（2015）年9月に、国連サミットにおいて採択された、持続可能な開発目標のこと。貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指す。

※2 令和4（2022）年6月末の在留外国人数は296万1,969人で、前年末に比べ20万1,334人（7.3%）増加（法務省出入国在留管理庁）

※3 【DX（Digital Transformationの略）】デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。

※4 【Society5.0】これまでの現実世界に加えて、仮想空間との融合で、豊かな社会の実現を目指すため、AI（人工知能）やロボットの力を借りて、人間がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会のこと。

## 【2】プラン策定の趣旨

本市における外国人市民数は、コロナの影響により一時減少したものの、長期的には増加で推移しています。市民の誰もが、異なる言語や文化の違いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる多文化共生社会の実現が重要となっています。

そのため、本市における社会環境の変化を踏まえ、外国人市民が安心して生活できるよう、また、地域社会の一員としてその能力を十分に発揮できる環境づくりに向けた具体的行動計画を示すため、本プランを策定します。

## 【3】プランの概要

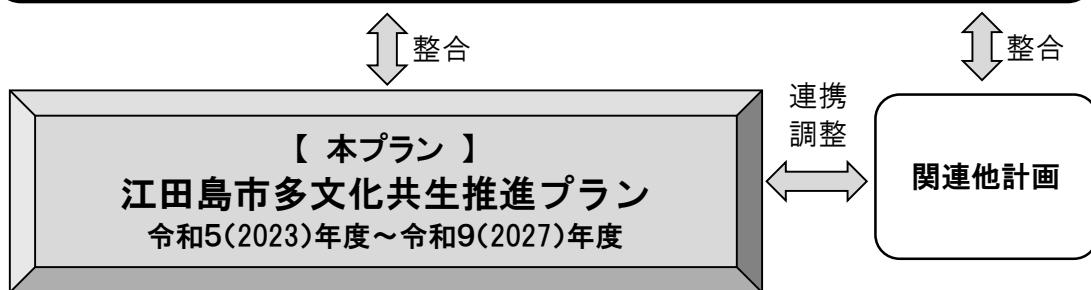
### 1 プランの位置付け

本プランは、本市の最上位計画である「第2次江田島市総合計画」の行政分野別施策「国際化・多文化共生の推進」の方向性に沿ったプランであるとともに、他の関連計画との整合を図っています。

#### 第2次江田島市総合計画（平成27(2015)年度～令和6(2024)年度）

【目指す姿】協働と交流で創りだす『恵み多き島』えたじま

【関連施策】第7章 地域部門～地域が元気で、にぎやかなまち～  
第2節 コミュニティの振興「2 国際化・多文化共生の推進」



#### 【参考／関係法令】

- 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」
- 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」
- 「日本語教育の推進に関する法律」
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ対策法)」など

### 2 プランの期間

本プランの期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

本プランの施策、事業の推進状況については、定期的に点検を行うとともに、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

### 3 プランの策定方法

本プランの策定にあたっては、アンケート調査を通じて、外国人市民及び日本人市民の実態や意見を把握するとともに、市内企業や各種団体の関係者等から構成される「江田島市多文化共生推進プラン策定委員会」において、本プランの内容についての協議、検討を行いました。また、プランの案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

#### 【 アンケート調査の概要 】

| 区分                 | 外国人市民対象調査                    | 日本人市民対象調査                    |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 調査名称               | 令和3年度 多文化共生に関する<br>外国人市民意識調査 | 令和2年度 多文化共生に関する<br>日本人市民意識調査 |
| 調査対象               | 外国人市民<br>(住民基本台帳による無作為抽出)    | 日本人市民<br>(住民基本台帳による無作為抽出)    |
| 調査方法               | 郵送配布～郵送回収                    | 郵送配布～郵送回収                    |
| 調査時期               | 令和4(2022)年3月                 | 令和3(2021)年2～3月               |
| 有効回収数／配布数<br>(回収率) | 64人／300人 (21.3%)             | 792人／2,000人 (39.6%)          |

## 第2章 多文化共生施策を取り巻く現状

### 【1】国・県の動向

#### 1 国の動向

国においては、平成18（2006）年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、都道府県及び市町村における、多文化共生の推進に係る指針や計画に資することを周知しました。

その後、外国人の増加、多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性、包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、多発する気象災害など、多文化共生を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2（2020）年に「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行いました。

「地域における多文化共生推進プラン」の中で、市区町村の役割として、次のような内容が掲げられています。

#### 市区町村の役割

- 市区町村は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。
- 多文化共生の推進に必要な施策の実施にあたり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを生かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

#### 各主体の連携・協働

- 市区町村の多文化共生推進担当部局は、（国際交流協会又は地域国際化協会がある場合はその協力を得て、）NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等との連携・協働を図る。
- 特に「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

資料：「地域における多文化共生推進プラン」（令和2（2020）年改訂版）より（総務省自治行政局国際室）

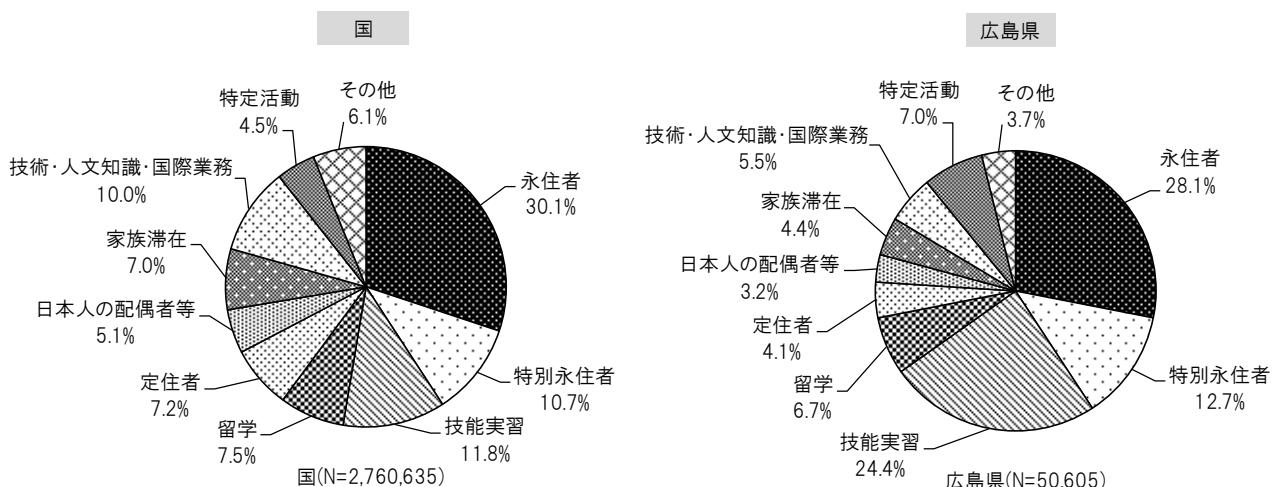
## 2 広島県の動向

広島県においては、令和2（2020）年10月に「安心 誇り 挑戦 ひろしまビジョン」を策定し『将来にわたって「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現』を基本理念に『県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています』を目指す姿として掲げています。

広島県の国際化推進施策についても、このビジョンを基本とし、国際平和拠点ひろしまの形成や世界と直結するビジネス支援等の国際化の取組を進めています。

広島県の在留外国人数は、令和3（2021）年12月末現在約5万1,000人となっています。

### 【在留資格】



|              | 国         |        | 広島県    |        |
|--------------|-----------|--------|--------|--------|
|              | 人数(人)     | 構成比(%) | 人数(人)  | 構成比(%) |
| 総数           | 2,760,635 | 100.0  | 50,605 | 100.0  |
| 永住者          | 1,127,573 | 40.8   | 20,677 | 40.9   |
| 永住者          | 831,157   | 30.1   | 14,226 | 28.1   |
| 特別永住者        | 296,416   | 10.7   | 6,451  | 12.7   |
| 非永住者         | 1,633,062 | 59.2   | 29,928 | 59.1   |
| 技能実習等*       | 325,789   | 11.8   | 12,369 | 24.4   |
| 留学           | 207,830   | 7.5    | 3,401  | 6.7    |
| 定住者          | 198,966   | 7.2    | 2,070  | 4.1    |
| 家族滞在         | 192,184   | 7.0    | 2,237  | 4.4    |
| 日本人の配偶者等     | 142,044   | 5.1    | 1,638  | 3.2    |
| 技術・人文知識・国際業務 | 274,740   | 10.0   | 2,801  | 5.5    |
| 特定活動         | 124,056   | 4.5    | 3,545  | 7.0    |
| その他          | 167,453   | 6.1    | 1,867  | 3.7    |

\* 技能実習等は、特定技能と技能実習の合計値

資料：法務省「在留外国人統計」（令和3（2021）年12月末日現在）

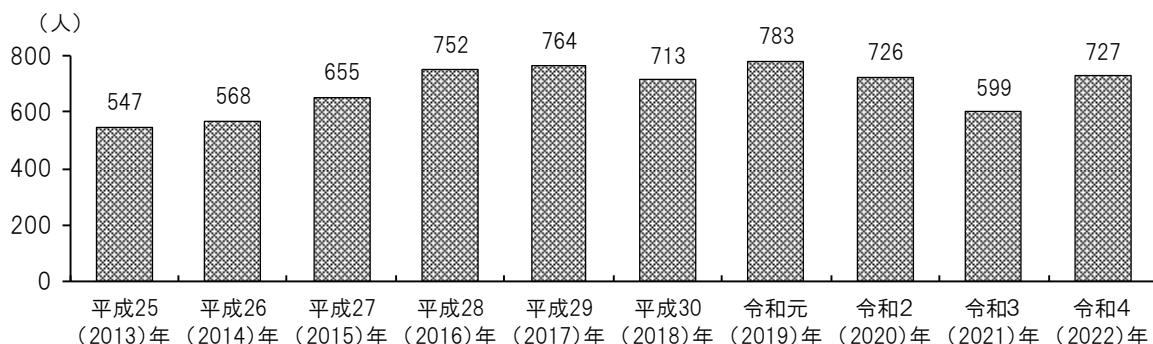
## 【2】統計で見る江田島市の現状

### 1 外国人市民数の推移

本市の外国人市民数は、令和2（2020）年以降、減少傾向にありましたが、令和4（2022）年12月末日現在は727人と、増加に転じています。

本市における外国人世帯数は、令和4（2022）年で589世帯、世帯人員は1.23人/世帯、総人口に占める外国人の人口比率は3.4%、外国人世帯数比率は4.9%となっています。

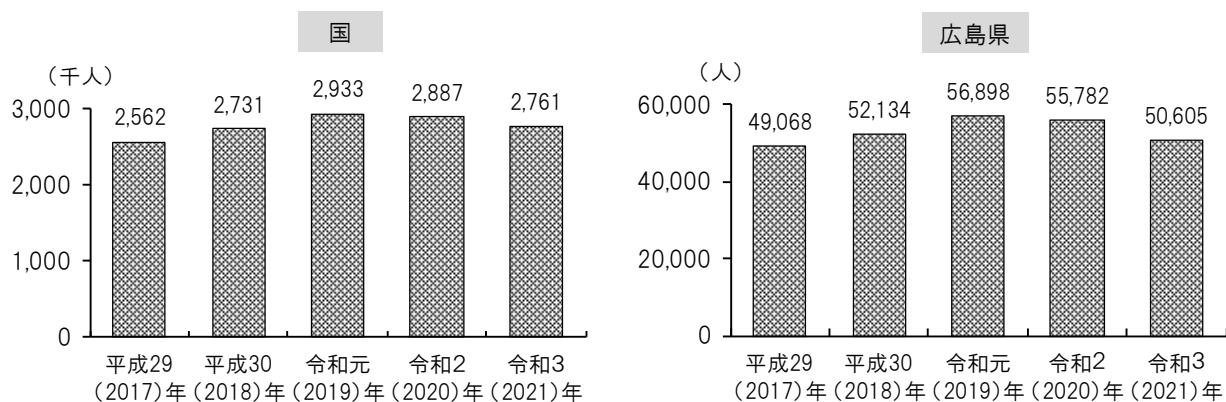
【外国人市民数の推移】



資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

### <国・県との比較>

国や県の外国人市民数の推移をみると、いずれも増加傾向にありましたが、令和2（2020）年以降、減少傾向にあります。



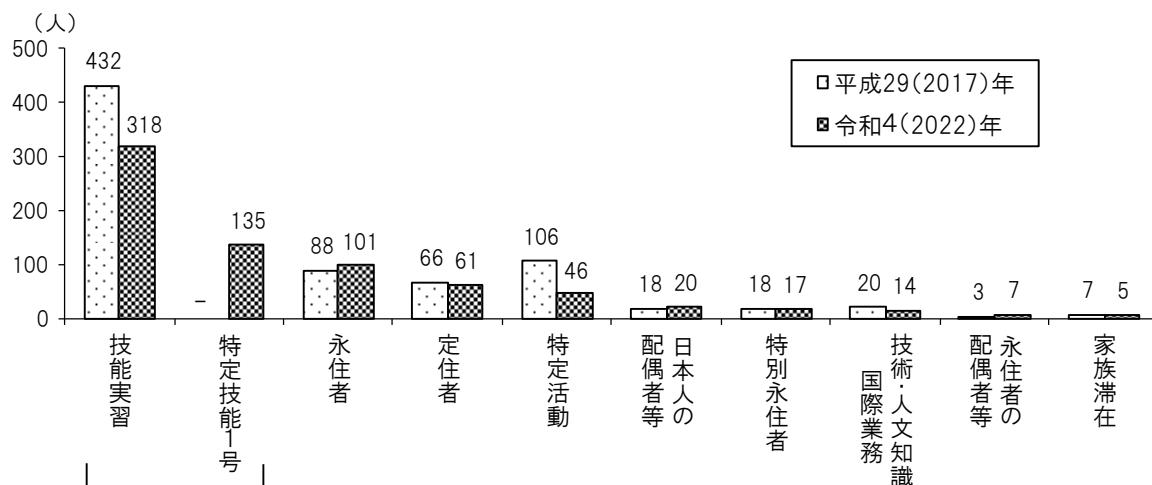
資料：法務省「在留外国人統計」（各年12月末日現在）

## 2 外国人市民の在留資格

外国人市民の在留資格をみると、令和4（2022）年は「技能実習」が318人と最も多く、次いで「特定技能1号」（135人）、「永住者」（101人）、「定住者」（61人）と続きます。

平成29（2017）年との比較では「技能実習」が大きく減少していますが、平成31（2019）年4月に新設された「特定技能1号」は、令和4（2022）年では135人となっています。

【在留資格の推移】



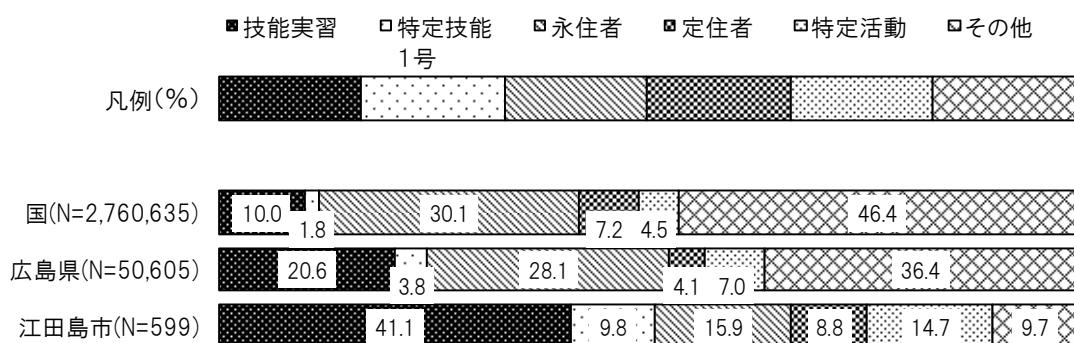
資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

注：在留資格一覧を参照

## < 国・県との比較 >

国及び県の在留資格比率と本市を比較すると、本市では「技能実習」の割合が約4割を占め、国や県の比率を大きく上回っています。また「永住者」の比率は国、県よりも低くなっていますが「特定活動」の比率は上回っています。

【在留資格】

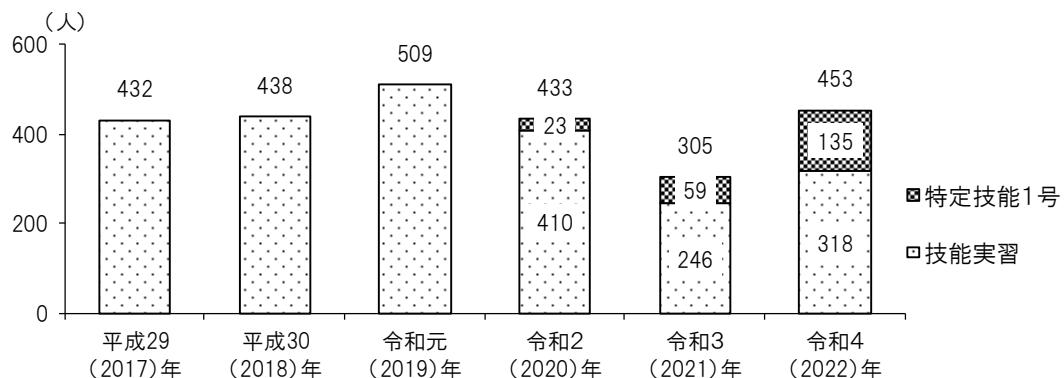


資料：国、県は法務省「在留外国人統計」、市は住民基本台帳（令和3(2021)年12月末日現在）

## (1) 技能実習生数の推移

本市の技能実習生数は、近年、減少傾向にありましたが、令和4（2022）年は増加に転じ、318人となっています。また「特定技能1号」の外国人数は、令和4（2022）年で135人と増加傾向にあります。

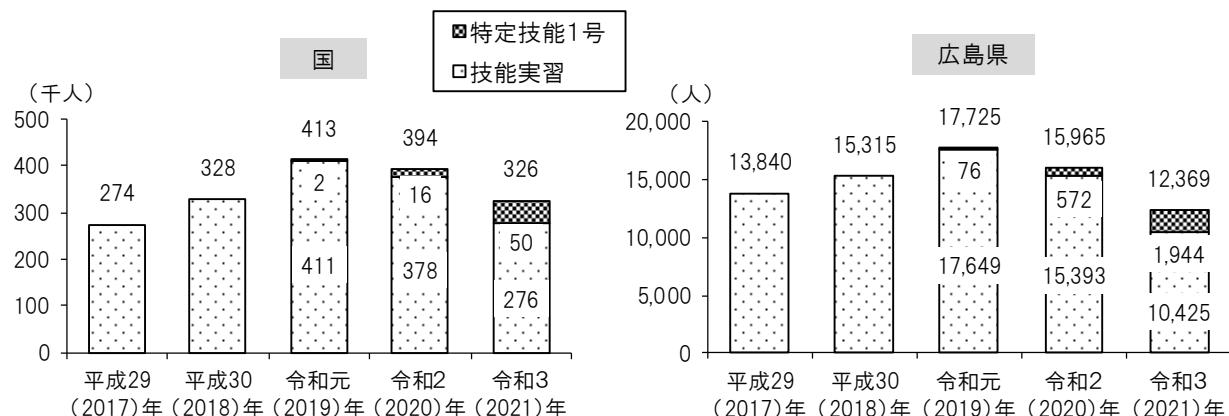
【 技能実習生数等の推移 】



資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

## < 国・県との比較 >

国及び県の技能実習生数の推移をみると、いずれも毎年増加で推移していましたが、令和2（2020）年以降、減少で推移しています。

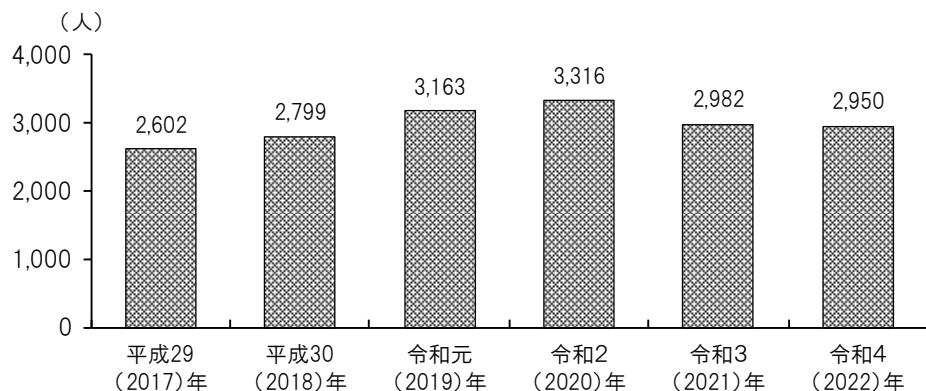


資料：法務省「在留外国人統計」（各年12月末日現在）

## (2) 外国人労働者数の推移

ハローワーク呉管轄エリアの外国人労働者数は、近年、増加傾向にありましたが、令和3（2021）年以降、減少傾向にあり、令和4（2022）年は2,950人となっています。

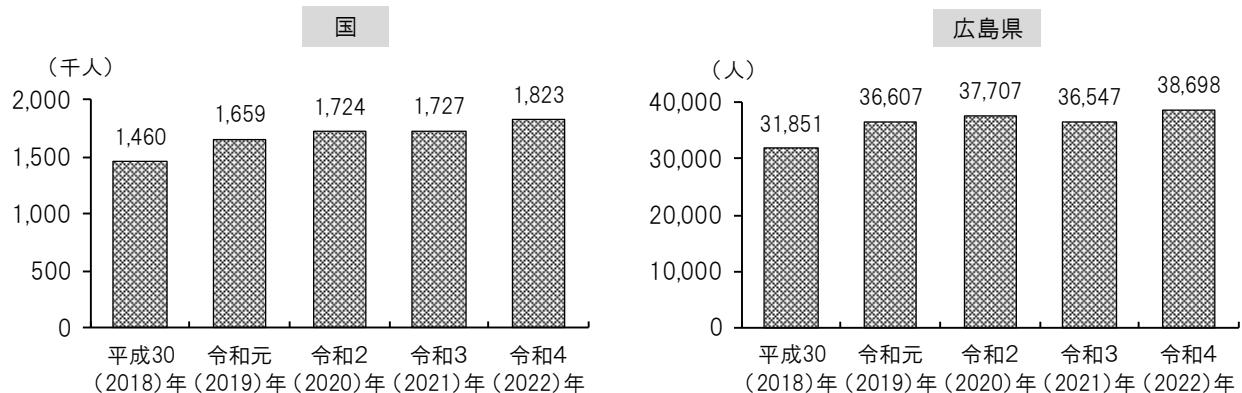
【ハローワーク呉管轄エリア（呉市・江田島市）】



資料：広島労働局（各年10月末日現在）

## <国・県との比較>

国及び県の外国人労働者数の推移をみると、長期的には増加で推移しています。

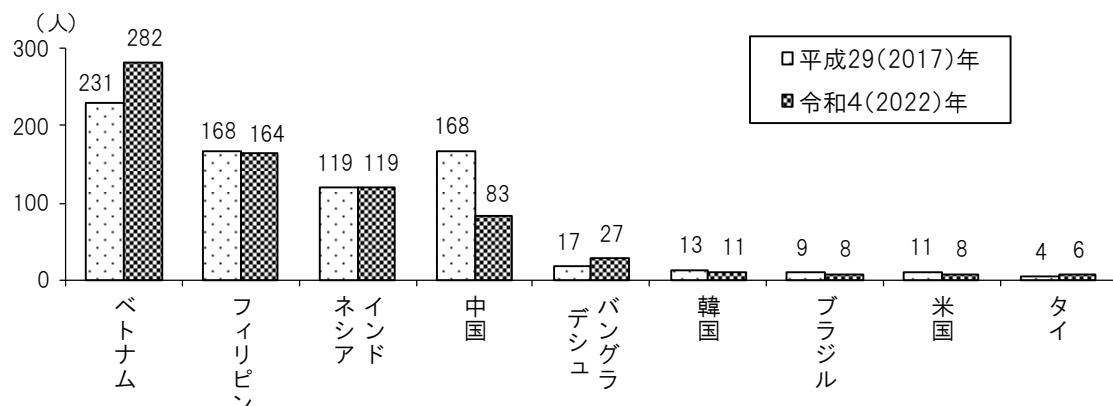


資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末日現在）

### 3 外国人市民の国籍

外国人市民の国籍をみると、令和4（2022）年は「ベトナム」が282人と最も多く、次いで「フィリピン」（164人）、「インドネシア」（119人）、「中国」（83人）と続きます。平成29（2017）年との比較では、外国人市民の国籍が最も多い「ベトナム」は増加していますが、「中国」は大きく減少しています。

【 国籍の推移（上位項目を抜粋）】

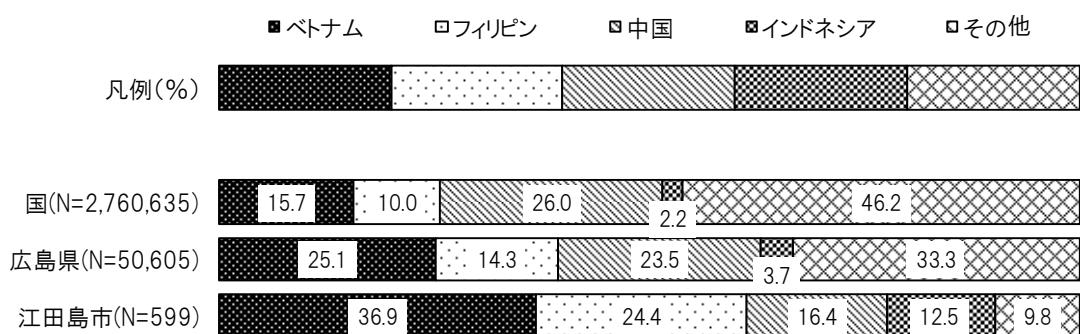


資料:住民基本台帳(各年12月末日現在)

### < 国・県との比較 >

国及び県の国籍比率と本市を比較すると、本市では「ベトナム」「フィリピン」「中国」「インドネシア」で約9割を占めており、「ベトナム」「フィリピン」「インドネシア」は国、県の比率を上回っていますが「中国」の比率は下回っています。

【 国籍 】

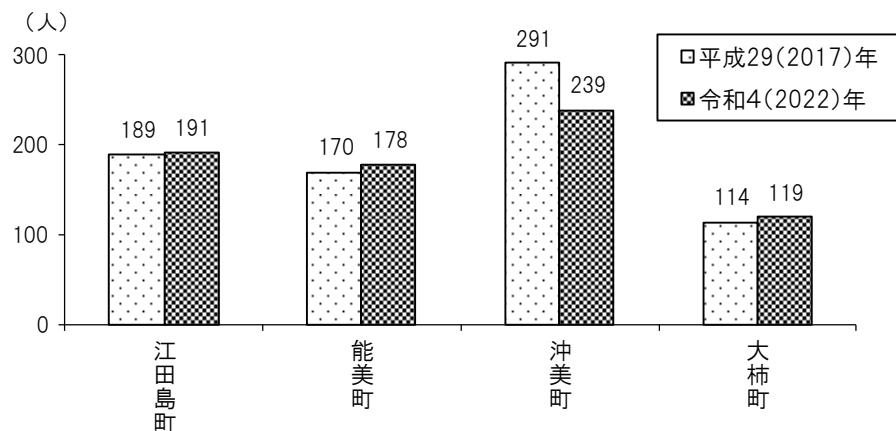


資料:国、県は法務省「在留外国人統計」、市は住民基本台帳(令和3(2021)年12月末日現在)

#### 4 外国人市民の居住地区

外国人市民の居住地区をみると、令和4（2022）年は「沖美町」が239人と最も多く、次いで「江田島町」（191人）、「能美町」（178人）、「大柿町」（119人）の順となっています。平成29（2017）年からの推移では、「沖美町」の減少が目立っています。

【居住地区別外国人市民数の推移】



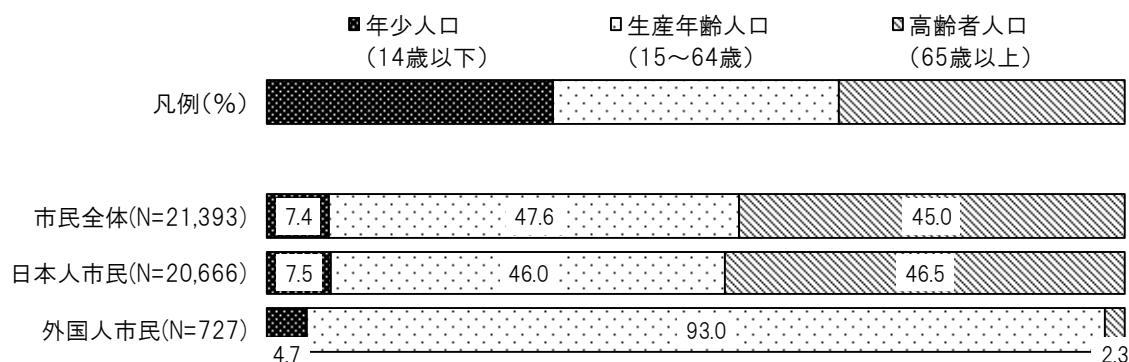
資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

## 5 外国人市民の年齢

本市における外国人市民の年齢別人口構成比をみると、年少人口（14歳以下）が4.7%、生産年齢人口（15～64歳）が93.0%、高齢者人口（65歳以上）が2.3%と、生産年齢人口が大半を占めています。

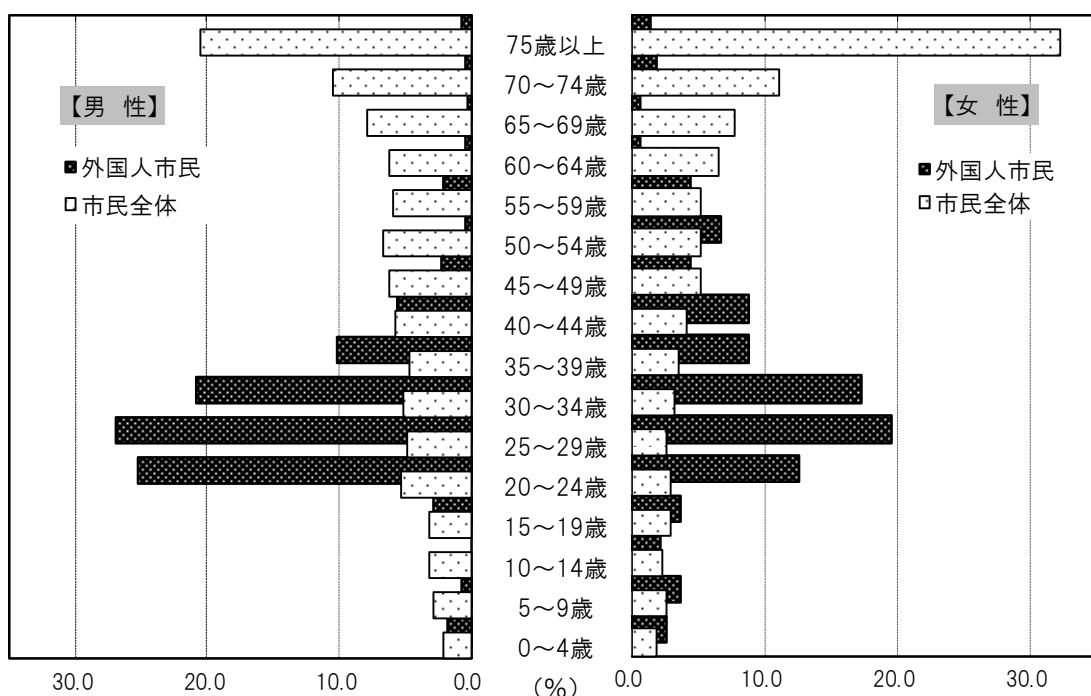
さらに、市民全体の人口構成比と比較すると、男女共に20～30代の人口構成比が高く、特に女性に比べ男性の割合が高くなっています。

【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（令和4（2022）年12月末日現在）

【市民全体・外国人市民の年齢5歳階級別人口構成比】

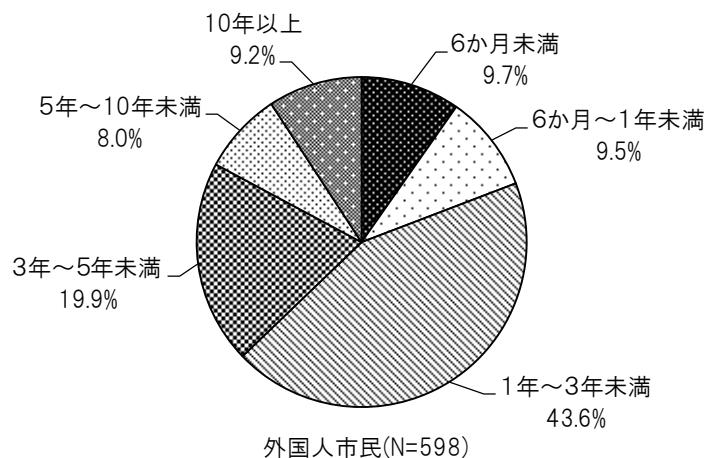


資料：住民基本台帳（令和4（2022）年12月末日現在）

## 6 外国人市民の居住年数

外国人市民の居住年数は、「1年～3年未満」が43.6%と最も多く、次いで「3年～5年未満」(19.9%)、「6か月未満」(9.7%)と続きます。「3年未満（合計）」で、全体の約6割(62.8%)を占めています。

【 外国人市民の居住年数 】

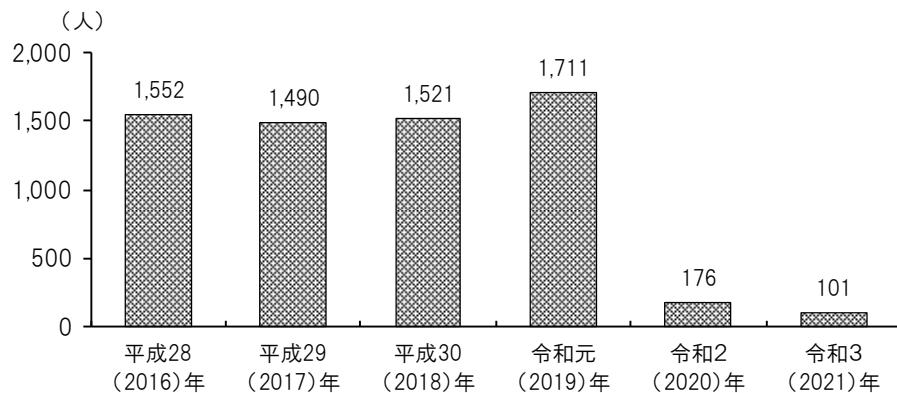


資料：住民基本台帳(令和4(2022)年1月1日現在)

## 7 外国人観光客数の推移

本市の外国人観光客数は、令和元（2019）年は1,711人でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3（2021）年は101人となっています。

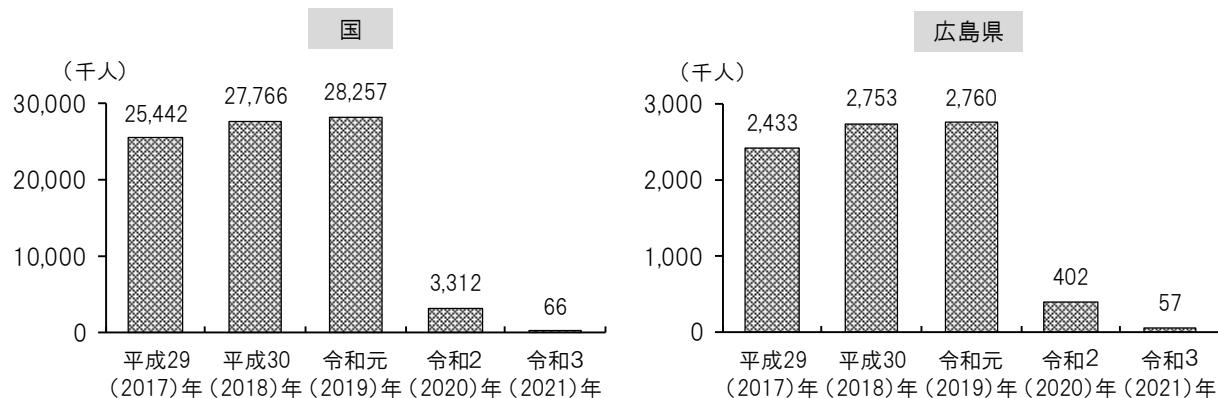
【 外国人観光客数の推移 】



資料:江田島市調べ(各年 12月末日現在)

## < 国・県との比較 >

国及び県の外国人観光客数の推移をみると、いずれも増加で推移していましたが、令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しています。



資料:国は日本政府観光局(JNTO), 県は「広島県観光客数の動向」(各年 12月末日現在)

## 8 多文化共生相談員・国際交流支援員による相談状況

### (1) 相談対応言語

相談対応言語については、令和3（2021）年度では「英語」が157件と最も多く、次いで「タガログ語」（87件）、「日本語」（4件）となっています。

【相談対応言語別件数】

|         | 合計  | 日本語 | 英語  | タガログ語 |
|---------|-----|-----|-----|-------|
| 相談件数(件) | 248 | 4   | 157 | 87    |

資料：府内資料（令和3（2021）年度）

### (2) 相談方法

相談方法をみると「訪問」147人が最も多く、次いで「その他（手紙、メール等）」（68人）、「来訪」（31人）、「電話」（2人）となっています。

【相談方法別相談者数】

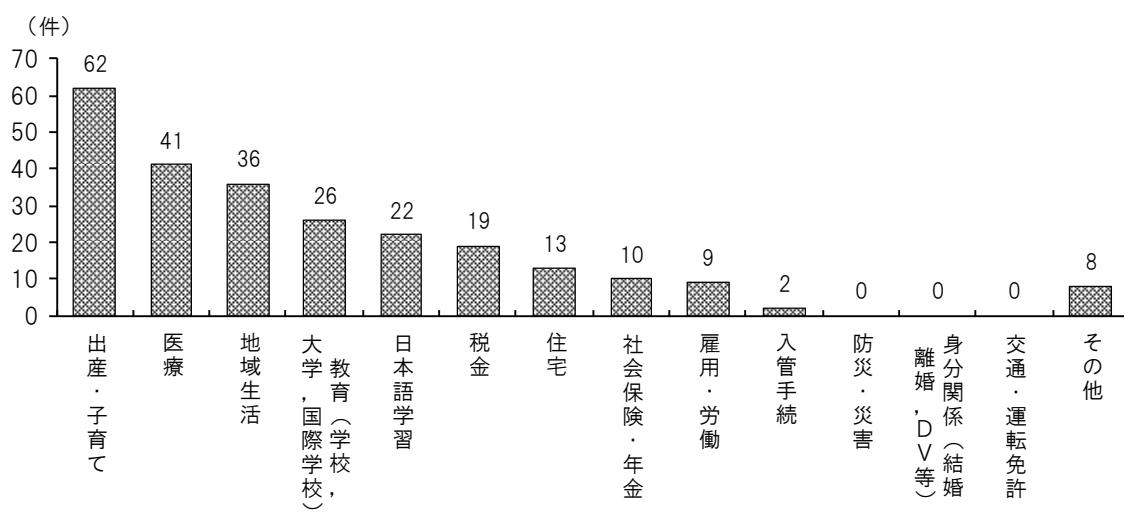
|         | 合計  | 来訪 | 電話 | その他<br>(手紙、メール等) | 訪問  |
|---------|-----|----|----|------------------|-----|
| 相談者数(人) | 248 | 31 | 2  | 68               | 147 |

資料：府内資料（令和3（2021）年度）

### (3) 相談内容

相談内容についてみると「出産・子育て」62件が最も多く、次いで「医療」（41件）、「地域生活」（36件）、「教育（学校、大学、国際学校）」（26件）、「日本語学習」（22件）と続きます。

【相談内容別件数】



資料：府内資料（令和3（2021）年度）

#### (4) 研修等実施状況

研修等実施状況については、令和3（2021）年度では「研修」が3件、「会議」が5件、「広報活動」が19件となっています。

##### 【研修等実施状況】

| 単位(件) | 研修<br>実施回数 | 会議<br>参加回数 | 広報活動 |
|-------|------------|------------|------|
| 上半期   | 0          | 0          | 8    |
| 下半期   | 3          | 5          | 11   |
| 合計    | 3          | 5          | 19   |

資料：府内資料（令和3（2021）年度）

#### (5) 相談者の内訳

相談者の内訳をみると「市役所（他部署）」が105件と最も多く、次いで「個人」（58件）、「社会福祉協議会」（33件）、「学校・教育委員会」（21件）と続きます。

##### 【相談者別相談件数】

| 単位(件)    | 合計  | 日本語 | 英語  | タガログ語 |
|----------|-----|-----|-----|-------|
| 個人       | 58  | 0   | 16  | 42    |
| 会社       | 9   | 0   | 4   | 5     |
| 市役所（他部署） | 105 | 4   | 88  | 13    |
| 学校・教育委員会 | 21  | 0   | 13  | 8     |
| 社会福祉協議会  | 33  | 0   | 19  | 14    |
| その他      | 22  | 0   | 17  | 5     |
| 合計       | 248 | 4   | 157 | 87    |

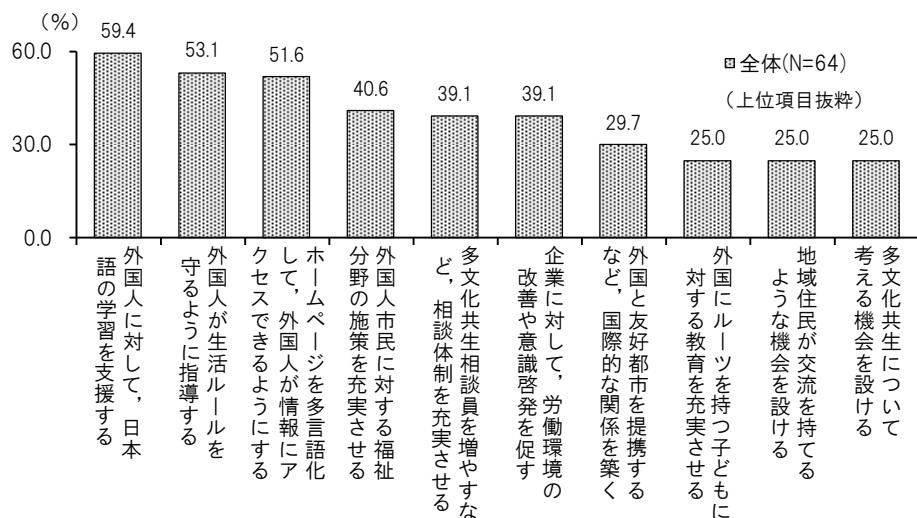
資料：府内資料（令和3（2021）年度）

## 【3】アンケート調査結果の概要（日本人市民、外国人市民アンケート）

### 1 行政に対するニーズ

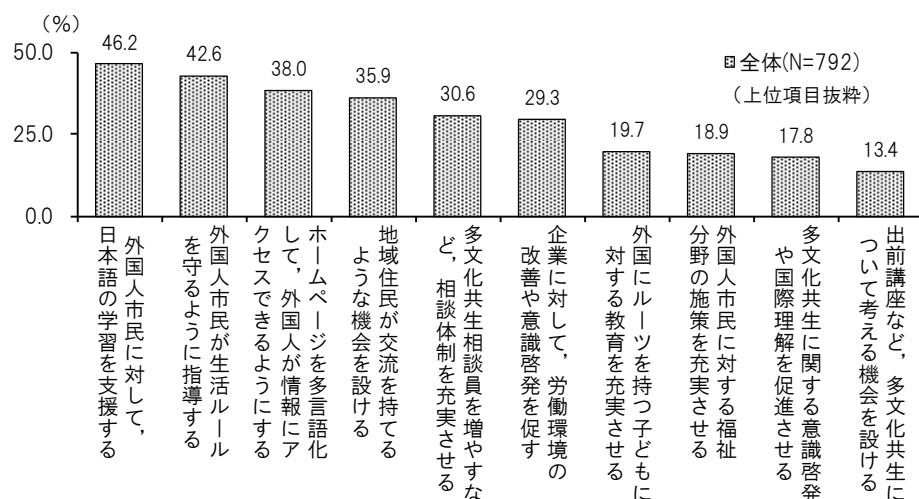
外国人市民は、行政に対して「日本語の学習支援」をはじめ「生活ルールを守るための指導」「ホームページの多言語化」などを求める割合が高くなっています。

【 外国人市民／行政への要望 】



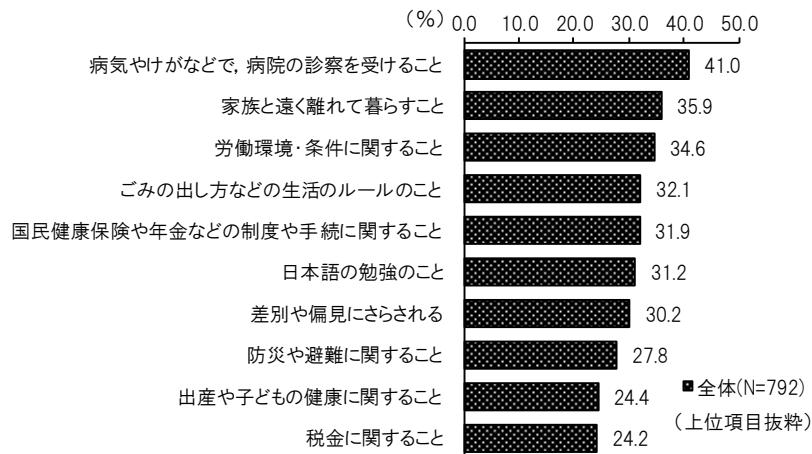
日本人市民は、行政に対して「外国人市民に対する日本語の学習支援」「外国人市民が生活ルールを守るための指導」「ホームページの多言語化」などを求める割合が高く、外国人市民と同傾向を示しています。

【 日本人市民／行政への要望 】



日本人市民は、外国人市民が日常生活で困っていることとして「病院の診療」をはじめ「家族と離れて暮らすこと」や「労働条件」「ごみの出し方」などを多く認識しています。

### 【 日本人市民／外国人市民が困っていると思うこと 】

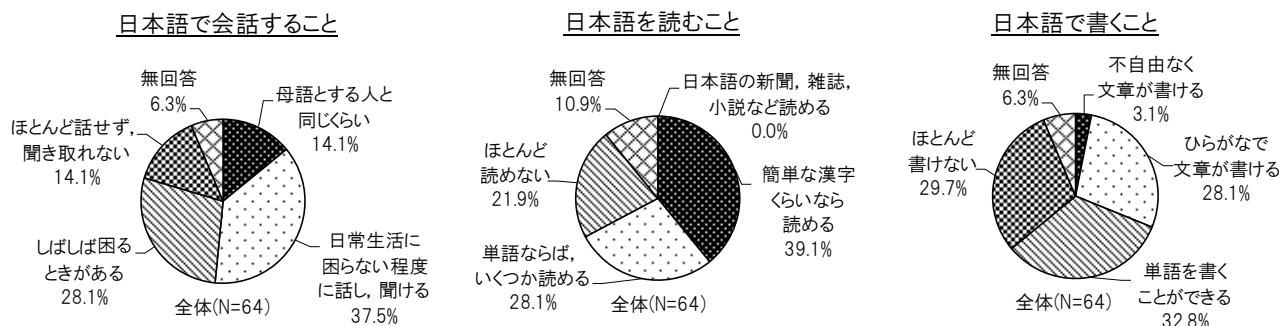


## 2 コミュニケーションや生活への支援について

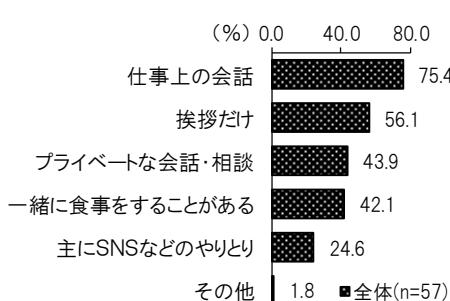
外国人市民は、日本語で会話することについて、4割は聞き取れない又は困ることがあると回答しています。また、仕事上で会話をしている外国人市民は7割以上と高い割合となっていますが、挨拶だけという人も半数以上みられます。

不便に感じる点は言語に関することが最も多く回答されています。

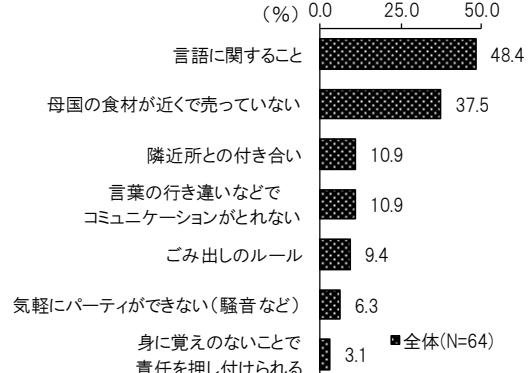
### 【 外国人市民／コミュニケーション 】



### 【 外国人市民／日本人との関わり 】

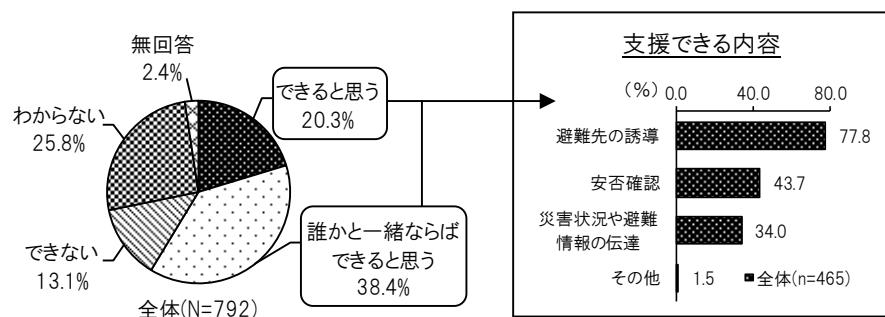


### 【 外国人市民／不便に感じていること 】



災害等で被災した外国人市民への支援について、日本人市民の約6割が「支援できる」と回答しており、その中で「避難先の誘導」が最も多く回答されています。

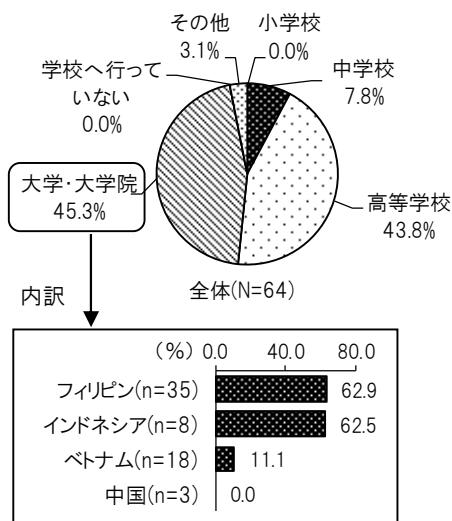
#### 【日本人市民／被災した外国人市民の支援】



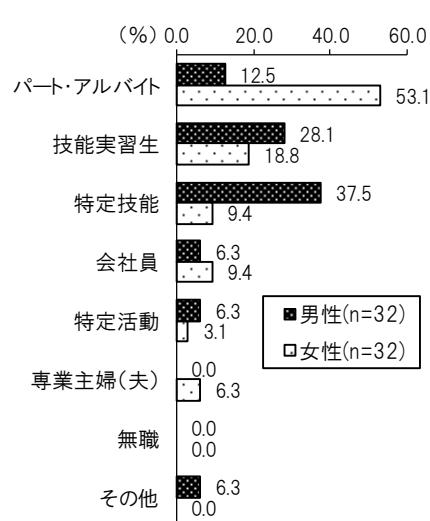
### 3 就労について

外国人市民の最終学歴は、半数近くが「大学・大学院」ですが、特に「フィリピン」「インドネシア」国籍で多くなっています。また、現在の職業については、男性は「特定技能」「技能実習生」が多く、女性は「パート・アルバイト」が多くなっています。

#### 【外国人市民／最終学歴】

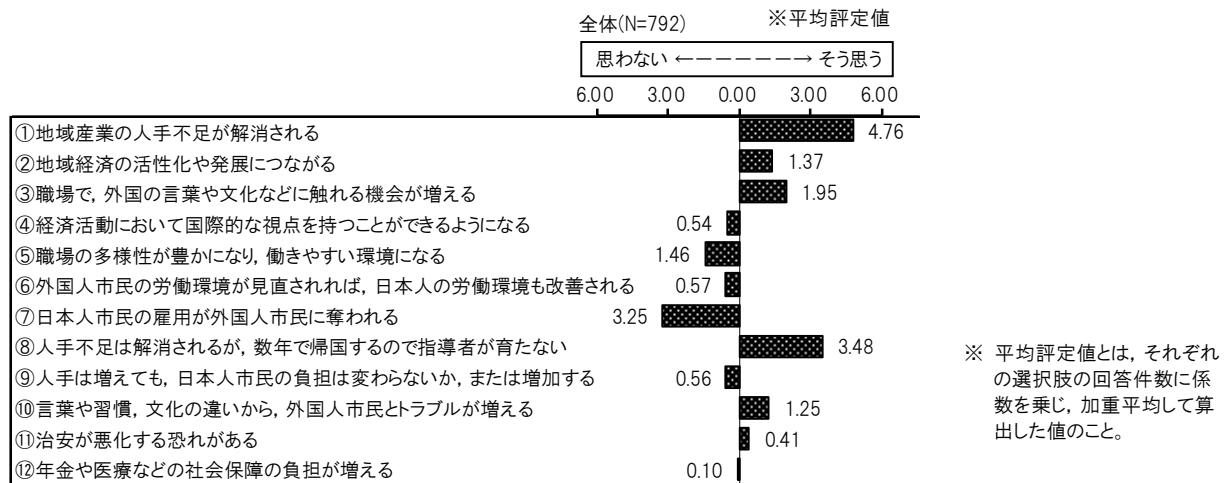


#### 【外国人市民／職業】



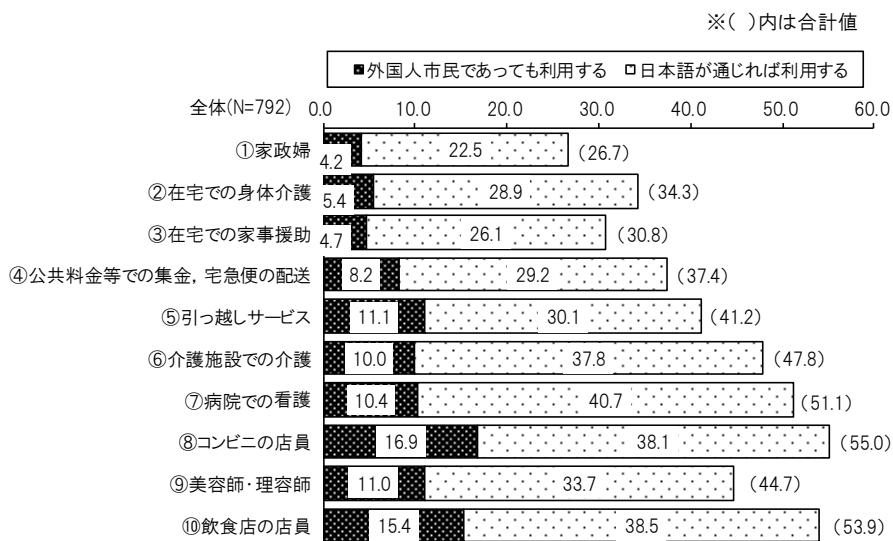
日本人市民は、外国人市民が増えることによる職場の変化として「①地域産業の人手不足の解消」や「⑧数年で帰国するため指導者が育たない」といった意見が多くみられます。

### 【 日本人市民／外国人市民が増えることによる職場の変化 】



外国人市民が提供するサービスの利用について、日本人市民は「⑧コンビニの店員」や「⑩飲食店の店員」などに「外国人市民であっても利用する」回答が多くみられます。

### 【 日本人市民／外国人市民が提供するサービスの利用意向 】

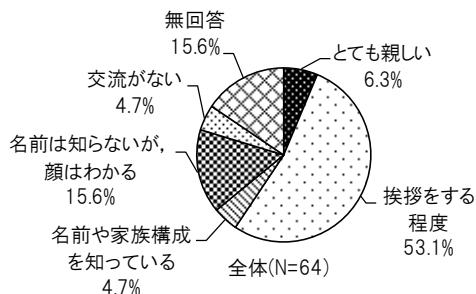


## 4 地域社会との関わりについて

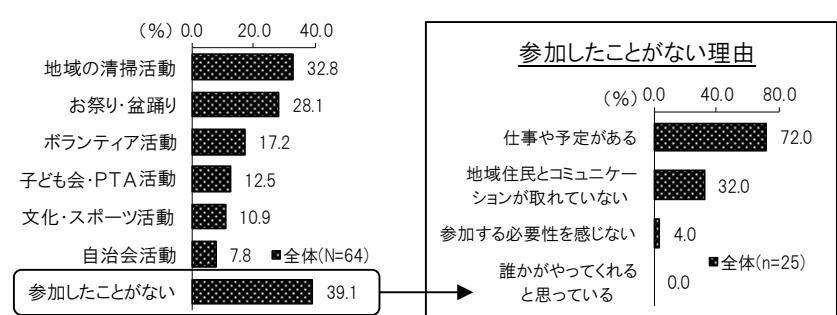
外国人市民と地域の人との関わりについて「とても親しい」と回答した割合は、1割未満と少ない状況ですが「挨拶をする程度」は過半数を占めています。

外国人市民における地域の活動や行事への参加については「参加したことがない」が4割近くを占めており、その理由として「仕事や予定がある」が最も多いものの「地域住民とのコミュニケーションが取れていない」ことを回答する人も比較的多くみられます。

【 外国人市民／地域との関わり 】



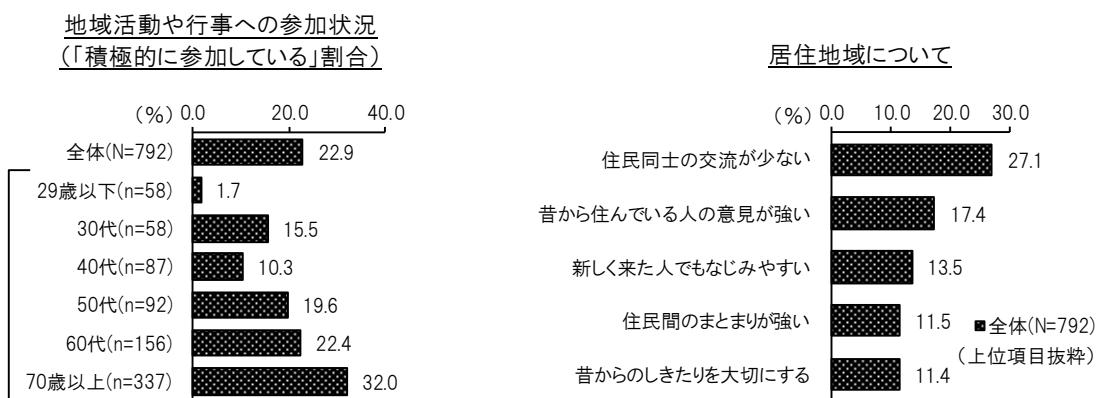
【 外国人市民／地域の活動や行事への参加状況 】



日本人市民における地域との関わりについてみると、地域活動や行事へ「積極的に参加している」人は、およそ4人に1人の割合で、年齢が上がるほど参加者は多くなる傾向にあります。一方で、若い年齢層、特に29歳以下ではその割合は非常に少ない状況で、年齢による差が目立っています。

また、現在住んでいる地域に対しては「住民同士の交流が少ない」が最も多く回答されています。

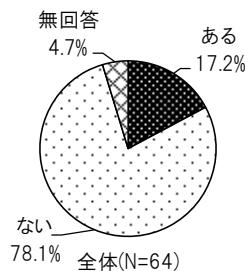
【 日本人市民／地域との関わり 】



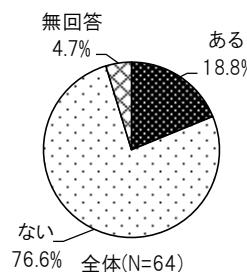
## 5 多文化共生について

外国人市民が、外国人であることを理由に差別や偏見を受けた割合は、約2割となって います。また、多文化共生相談員に相談したことがある割合も同程度となっています。

【 外国人市民／外国籍を理由とした 差別や偏見を受けた経験 】

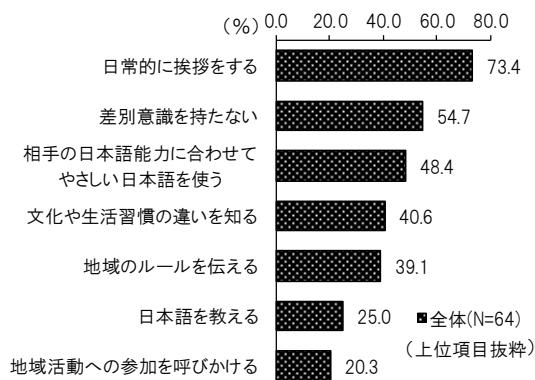


【 外国人市民／多文化共生相談員への相談経験 】

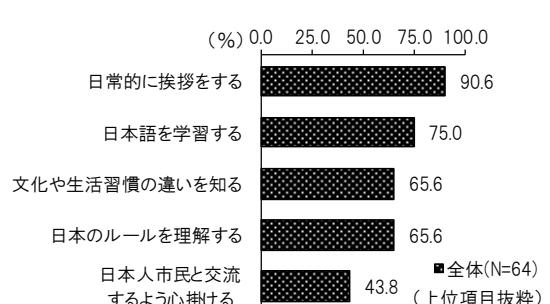


外国人市民が、日本人市民へ要望することについては「日常的な挨拶」をはじめ「差別意識を持たない」ことや「やさしい日本語を使う」などが求められています。一方で、外国人市民がすべきこととしては「日常的な挨拶」に次いで「日本語を学習する」「文化や生活習慣の違いを知る」が多く回答されています。

【 外国人市民／日本人市民への要望 】

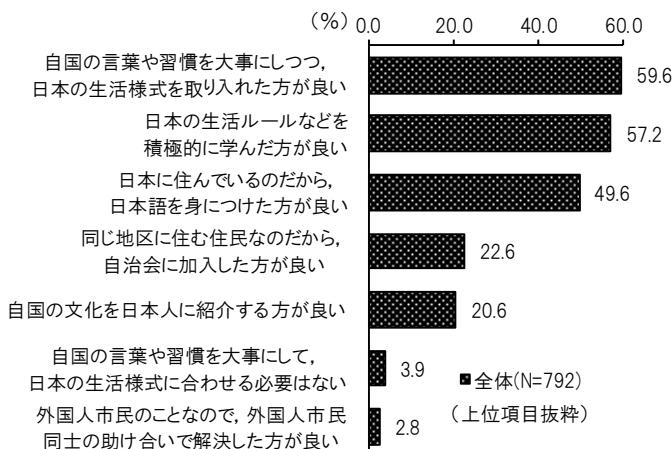


【 外国人市民／外国人市民がすべきこと 】

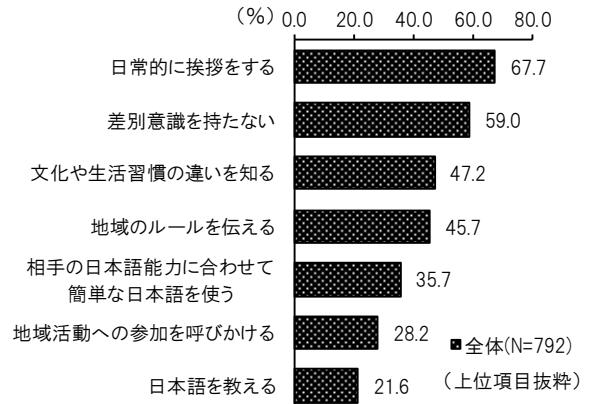


日本人市民が、外国人市民へ要望することについては「日本の生活様式を取り入れること」「日本の生活ルールを学ぶこと」「日本語を身に付けること」などが求められています。一方で、日本人市民がすべきこととしては「日常的な挨拶」に次いで「差別意識を持たないこと」や「文化や生活習慣の違いを知る」が多く回答されています。

【 日本人市民／外国人市民への要望 】

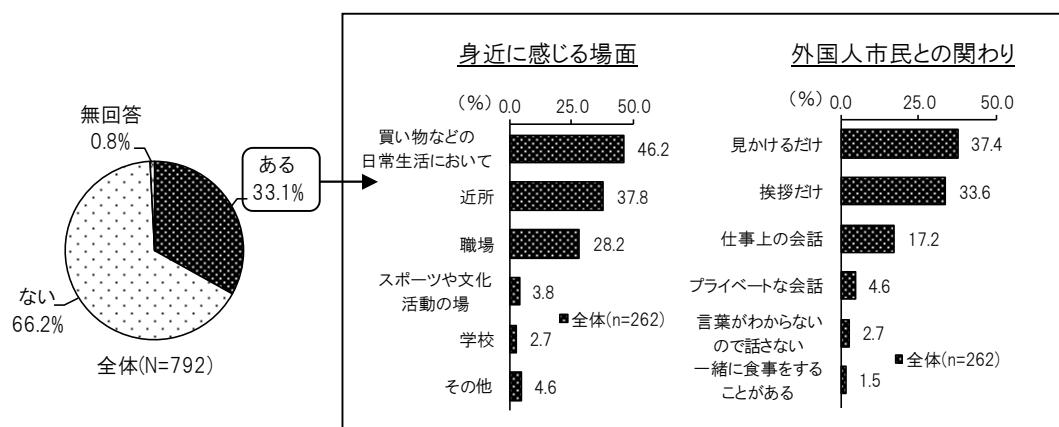


【 日本人市民／日本人市民がすべきこと 】



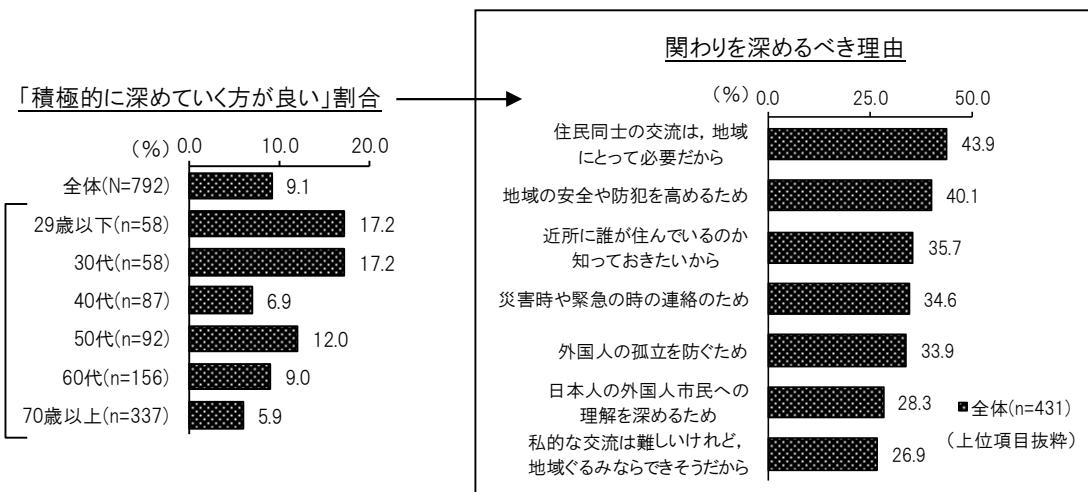
日本人市民が、外国人市民を感じている割合は約3割となっています。その場面としては「買い物などの日常生活」や「近所」「職場」などが多く、関わりとしては「見かけるだけ」あるいは「挨拶だけ」が多くなっています。

【 日本人市民／外国人市民を感じること 】



日本人市民が、今後、外国人市民と積極的に関わりを深めていくことについては、1割程度が「深めていく方が良い」と回答しており、その理由として「住民同士の交流は、地域にとって必要だから」「地域の安全や防犯を高めるため」などが多く回答されています。

### 【 日本人市民／外国人市民との関わり方について 】

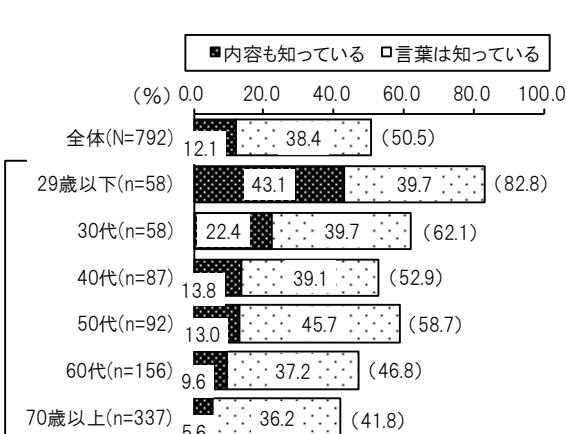


多文化共生という言葉を知っている日本人市民は約半数となっており、若い年齢層を中心に認知率は高い傾向にあります。

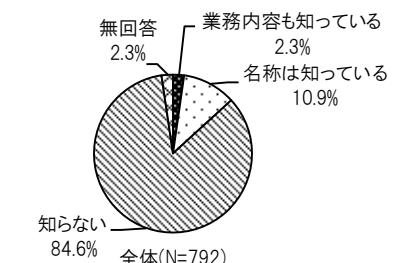
多文化共生相談員の認知については、業務内容まで知っている人は少ない状況ですが、名称を知っている人は1割程度みられます。

また「多文化共生社会」については、日本人市民の約6割が「重要」と回答しています。

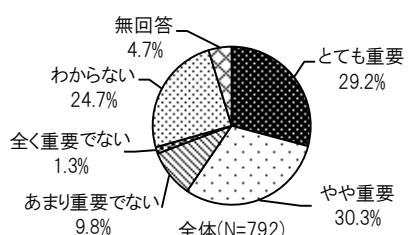
### 【 日本人市民／多文化共生の認知 】



### 【 日本人市民／多文化共生相談員の認知 】



### 【 日本人市民／多文化共生社会の重要度 】

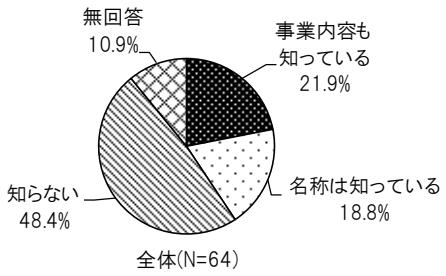


## 6 國際交流について

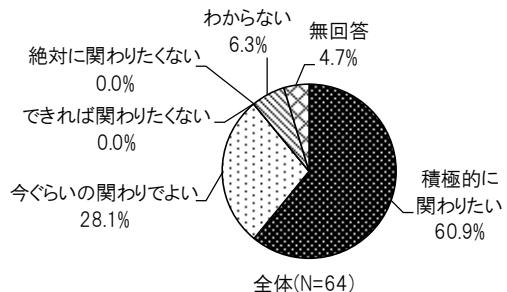
江田島市國際交流協会を知っている外国人市民は、事業内容まで知っている人が約2割、名称の認知者を合わせると約4割となっています。

外国人市民が今後の日本人との関わり方については、約6割が「積極的に関わりたい」と回答しています。

【 外国人市民／江田島市国際交流協会の認知度 】



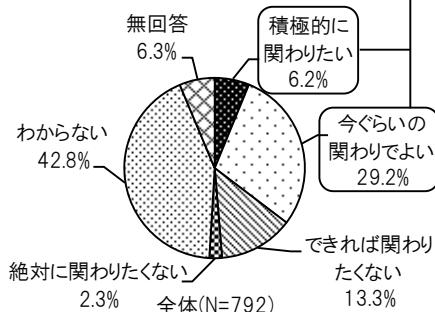
【 外国人市民／今後の日本人との関わり方 】



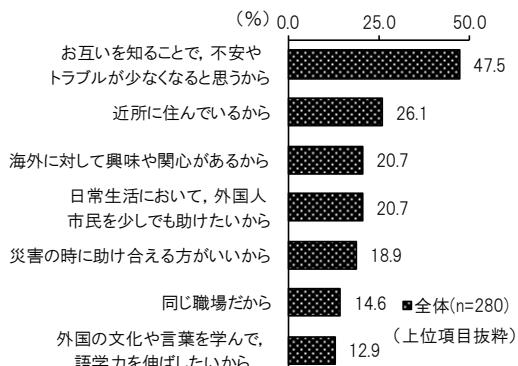
日本人市民における、今後の外国人市民との関わり方については、積極的に関わりたい人は少ない状況ですが「今ぐらいでよい」という回答が約3割となっています。

関わっていきたい理由としては「お互いを知ることによる不安やトラブルの減少」を筆頭に「近所に住んでいるから」や「海外に興味や関心がある」ことなどが多く回答されています。

【 日本人市民／今後希望する外国人市民との関わり方 】

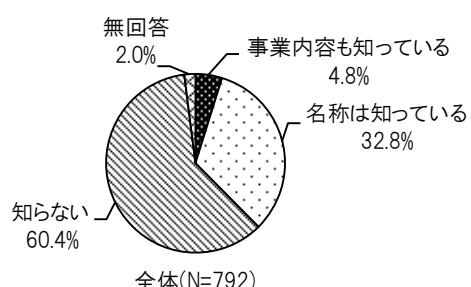


関わっていきたい理由



日本人市民における、江田島市国際交流協会の認知率は、名称認知者を合わせて約4割となっています。

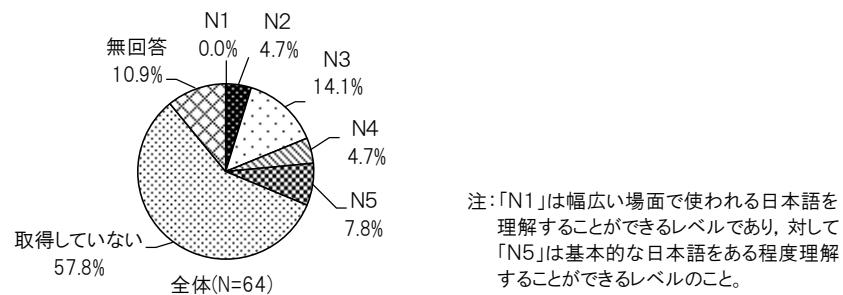
【 日本人市民／江田島市国際交流協会の認知度 】



## 7 人材の育成について

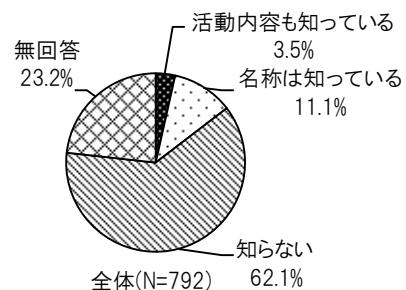
外国人市民における、日本語能力試験の取得状況をみると、N1からN5までの合計で約3割の取得率となっています。

【 外国人市民／日本語能力試験の取得状況 】



日本人市民における、日本語クラブの認知率については2割未満となっています。

【 日本人市民／日本語クラブの認知 】



## 【4】多文化共生社会づくりに向けての本市の課題

---

### 1 コミュニケーション支援

アンケート調査結果では、外国人市民、日本人市民共に「外国人市民に対する日本語の学習支援」に対する支援ニーズが非常に高くなっています。また、外国人市民の4割が、日本語での会話で困ることがあると回答していることから、外国人市民に対する日本語教育の推進はもとより、行政情報や生活情報、また公共掲示物等の多言語化、あるいは「やさしい日本語※」を浸透させる取組が必要です。さらに、外国人市民に対する日本語を学習する機会の提供を充実することが必要です。

※【やさしい日本語】ふだん使われている日本語を、より簡単な言葉に言い換えるなど、外国人をはじめ、子どもや高齢者にも分かりやすく伝えられる言葉のこと。

### 2 多様な分野にわたる生活支援

外国人市民、日本人市民共に、行政に対して「外国人市民への生活ルールを守るための指導」を求めており、お互いが気持ちよく暮らすことができる環境づくりが必要です。

日常生活の基本的な暮らし方をはじめ、外国人市民の就学に向けた支援、保健、医療、福祉に関するサービスの提供、子育て支援の充実、防災や災害時の支援など、外国人市民の誰もが安心して暮らすことができる取組が必要です。

### 3 就労に向けた支援

本市在住の外国人市民は「技能実習生」や「特定技能」が多いものの、永住者や定住者、またその家族も一定程度暮らしています。アンケート調査結果では、外国人市民の女性は「パート・アルバイト」として就労している人も多くみられます。

そのため、就労に関する情報提供を充実することや関係機関と連携した就労に向けた支援、就労後のスキルアップなど、就労を希望する外国人市民への就労支援が必要です。また、労働環境の改善に向けた啓発も必要です。

### 4 地域社会との関わりの促進

アンケート調査結果では、外国人市民と地域の人との関わりについては、少し希薄な状況です。今後、より親密な関係を築く取組を促進することによって、外国人市民も地域社会の一員として、その能力を地域で十分に發揮できる環境づくりが必要です。そのためには、外国人市民に対する自治会の活動などの地域情報の提供をはじめ、地域社会への参画を促進する取組の充実が必要です。

## **5 多文化共生の意識づくり**

アンケート調査結果では、外国人市民、日本人市民共に、お互いに日頃の挨拶や差別意識を持たないことを求めており、「多文化共生社会」については、日本人市民の大半がその重要性を認識しています。お互いを尊重し合い、違いを理解することが多文化共生社会の構築につながります。

外国人市民、日本人市民の共生に向けて、お互いを尊重する気運を醸成し、地域住民と行政、N P O、学校、企業等の関係機関が連携して多文化共生の地域づくりを推進する必要があります。そのため、多文化共生社会についての意識啓発をはじめ、お互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが必要です。

## **6 国際交流の促進**

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に大きく影響し、国際交流分野にも影響が及んでいます。しかし、急速に進展してきたグローバル化に対応し、国際交流を推進することは、地域の活性化にもつながります。

アンケート調査結果では、国際交流協会を知っている外国人市民は約4割で、約6割が「日本人市民と積極的に関わりたい」という意識を持っています。

江田島市国際交流協会と連携した、様々な国際交流イベントの開催による交流をはじめ、異文化交流に関する多様な取組の推進が必要です。

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 【1】基本理念（目指すべき市の姿）

本市におけるまちづくりの上位計画である「第2次江田島市総合計画～協働と交流で創りだす『恵み多き島』えたじま～」においては、まちの将来像として「市民満足度の高いまちづくり」を目指しており、国際化や多文化共生の推進については「地域部門（地域が元気で、にぎやかなまち）」の「コミュニティの振興」の中に「国際化・多文化共生の推進」を位置付けています。

その取組においては、全ての市民が、国や地域、民族など言葉や文化の違いにかかわらず、互いに尊重し対等の関係を保ちながら、地域の一員として共に暮らせる多文化共生の社会の実現に向け、外国人市民との交流や相互理解を図っています。

また、福祉部門における上位計画である「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」では、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、その基本理念として「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」を掲げています。

本プランが目指す多文化共生社会は「第2次江田島市総合計画」及び「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」が目指す方向と考え方は同じです。

本プランにおいては「第2次江田島市総合計画」及び「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」が目指すまちづくりとの整合を踏まえ、次のように「基本理念」を掲げます。

#### ● 本プランの基本理念 ●

### 誰もが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島

この基本理念に基づいて、外国人市民が抱える様々な課題に対応し、公的なサービスの提供のみならず、市民がお互いに支え合い、多様な主体が協働して、国や地域、民族など言葉や文化の違いにかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていく多文化共生の社会づくりを目指します。

## 【2】施策体系

| 基本目標                              | キーワード      | 施策の方向  | 主な具体的取組  |
|-----------------------------------|------------|--|--|
| 1<br>誰もが暮ら<br>しやすい<br>まちづくり       | 理解し合う      | <p><b>1 コミュニケーション支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多言語による行政情報の提供</li> <li>○ 行政手続の支援</li> <li>○ 日本語の学習機会の提供</li> <li>○ 外国人市民を支援するボランティアの育成</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNS等での情報発信</li> <li>○ 申請書等のやさしい日本語の見本を作成</li> <li>○ えたじま日本語クラブの開催</li> <li>○ 通訳など様々な活動の支援を担うボランティアの発掘・育成</li> </ul>   |
|                                   | 安全に安心して暮らす | <p><b>2 生活への支援</b></p> <p>(1) 日常生活への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 江田島市で暮らし始めるための支援</li> <li>○ 防犯・交通安全の意識づくり</li> <li>○ 居住サポート事業</li> <li>○ 外国人家庭への子育て支援</li> </ul> <p>(2) 就学への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学の促進</li> <li>○ 日本語の指導支援</li> <li>○ 相談しやすい環境づくり</li> </ul> <p>(3) 保健・医療・福祉に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療・保険・年金制度に関する情報提供</li> <li>○ 保健・医療・福祉サービスの円滑な利用支援</li> </ul> <p>(4) 防災や災害時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災への備えの啓発</li> <li>○ 災害時の総合的な支援体制の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多言語化した「暮らしのガイドブック」の配布</li> <li>○ 「外国人向けの交通安全教室」の開催</li> <li>○ 市営住宅や日本の住宅事情等の情報提供</li> <li>○ 関係機関との連携による相談体制の充実</li> <li>○ 公立の義務教育諸学校への円滑な編入の支援</li> <li>○ 日本語指導者の派遣</li> <li>○ 多文化共生相談員の派遣</li> <li>○ 健康保険や年金制度の情報提供</li> <li>○ 健康診断でのやさしい日本語や多言語対応</li> <li>○ 防災訓練への参加呼び掛け</li> <li>○ 外国語等の付記による避難場所の案内板の設置</li> </ul> |
| 2<br>共に活躍<br>できる<br>まちづくり         | 共に働く       | <p><b>1 就労への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労環境の整備</li> <li>○ スキルアップへの支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働条件が確保されるよう事業主へ啓発</li> <li>○ 日本語を学ぶ機会や学習機関の情報提供</li> </ul>   |
|                                   | 地域で活躍する    | <p><b>2 地域社会への参画支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域社会への参画促進</li> <li>○ 市政への意見反映</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人市民への自治会等地域の重要性を情報発信</li> <li>○ 各種審議会や委員会等で外国人市民の参画呼び掛け</li> </ul>  |
| 3<br>互いに<br>認め合う<br>心豊かな<br>まちづくり | 意識を高める     | <p><b>1 多文化共生の意識づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意識啓発の推進</li> <li>○ 日本人市民の国際感覚の醸成</li> <li>○ 多文化共生相談員による支援</li> <li>○ 不当な差別的言動の解消と防止</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベント等を通しての相互理解・尊重の意識づくり</li> <li>○ 外国人市民との意見交換会</li> <li>○ 多文化共生相談員による定期訪問</li> <li>○ 相談体制の整備とインターネットによるモニタリングの強化</li> </ul>  |
|                                   | 交流を深める     | <p><b>2 国際交流の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際交流イベントの開催</li> <li>○ 国際交流情報の発信</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際交流イベント等への幅広い参加の呼び掛け</li> <li>○ 会報誌やSNS等での情報発信</li> </ul>  |

## 第4章 施策の展開

### 【基本目標1】誰もが暮らしやすいまちづくり

#### 施策の方向1 コミュニケーション支援の充実 『理解し合う』

##### (多言語による行政情報の提供)

- 行政情報や生活に関する情報が、外国人市民にも的確に伝わるよう江田島市国際交流協会のSNS等を使って発信します。
- 市内の公共サインや市の刊行物、掲示版、啓発パネルなど、やさしい日本語での表記を進めるとともに多言語化を図ります。
- アプリを活用し、広報紙の多言語化を図ります。

##### (行政手続の支援)

- 外国人市民の行政手続や各種申請書、通知書等にやさしい日本語や振り仮名を使用した見本を作成し、外国人市民の生活相談等を支援します。
- どの行政窓口でも外国人市民にスムーズに対応できるよう、研修等の実施により、やさしい日本語を地域や職員に周知します。

##### (日本語の学習機会の提供)

- 「えたじま日本語クラブ」の開催など、外国人市民が日本語を学ぶ機会を充実し、生活に必要な日本語の習熟を高めるとともに、地域住民への参画を促進し、外国人市民の孤独感の解消を図ります。

##### (外国人市民を支援するボランティアの育成)

- 外国人市民に対する日本語学習支援や多文化共生の取組を担う、市民ボランティア人材の発掘に努めるとともに、将来の地域活動の中核としての担い手（キーパーソン）の育成を図ります。また、日本人市民に限らず、外国人市民についても、通訳など様々な活動の支援を担うボランティアの発掘、育成に努めます。

## **施策の方向2 生活への支援 『安全に安心して暮らす』**

### **(1) 日常生活への支援**

#### **(江田島市で暮らし始めるための支援)**

- 外国人市民に対して、交通ルールやごみ出しのルールなどをはじめ、江田島市で暮らすための生活情報をオリエンテーションする場（出前講座等）を設けるとともに、多言語化した「暮らしのガイドブック」の配布に努めます。
- 外国人市民に対する生活に関する相談窓口の充実に向けて、庁内関係部署をはじめ、全ての職員に多文化共生の意識啓発を推進し、部署間の連携を強化します。

#### **(防犯・交通安全の意識づくり)**

- 江田島市国際交流協会や江田島警察等の関係機関と連携し、学校や地域、企業等において「外国人市民向けの交通安全教室」などの教室や講座を開催し、外国人市民への防犯意識や交通安全意識の高揚を図ります。

#### **(居住サポート事業)**

- 市営住宅に関する案内や日本の住宅事情、慣習等についての情報の多言語化を図るなど、外国人市民に対する情報提供に努めます。

#### **(外国人家庭への子育て支援)**

- 外国人家庭における、子育てに対する不安の軽減を図るため、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、子育て中の外国人家庭の保護者が、子育て支援事業等へ参加しやすい環境づくりに努めます。

### **(2) 就学への支援**

#### **(就学の促進)**

- 日本の学校教育制度の情報を、入学前から保護者が入手できるよう、多言語での情報発信を実施するとともに、外国人市民の子どもの就学状況を把握し、就学を促進します。
- 学校に通っていない又は中途退学した、不就学の外国人市民の子どもの実態の把握に努めるとともに、本人や保護者の希望に応じて、公立の義務教育諸学校への円滑な編入を支援します。

#### (日本語の指導支援)

- 日本語の指導を必要としている外国人市民の子どもに対して、「えたじま日本語クラブ」に人材を派遣して日本語の指導を行うとともに、指導者の人材の確保に努めます。

#### (相談しやすい環境づくり)

- 認定こども園や小・中学校等の教育・保育施設における生活について、多文化共生相談員を派遣して外国人市民の子どもやその保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。

### **(3) 保健・医療・福祉に関する支援**

#### (医療・保険・年金制度に関する情報提供)

- 外国人市民に医療機関や健康保険、年金制度に関する情報を提供します。

#### (保健・医療・福祉サービスの円滑な利用支援)

- 高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮支援など、既存の多様な福祉サービスを円滑に利用できるよう、関係機関と連携して支援します。
- 「健康江田島 21 計画」に基づき、関係機関と連携して、小・中学校や一般市民の健康診断の場などにおいて、やさしい日本語や多言語で対応し、健康づくりを支援します。
- 市内外医療機関に外国人市民が円滑に受診できるよう医療通訳等を活用し、環境づくりに努めます。

### **(4) 防災や災害時の支援**

#### (防災への備えの啓発)

- 外国人市民に向けたやさしい日本語や多言語の防災パンフレット、防災マップ等の配布や防災標識の多言語化などにより、災害発生時に取るべき行動など、防災に対する理解を深めるよう啓発を推進するとともに、防災訓練への参加を呼び掛けます。

#### (災害時の総合的な支援体制の充実)

- 「江田島市地域防災計画」等に基づき、外国人等への災害時の情報伝達、避難誘導体制及び避難所生活への配慮など、防災アプリを活用して支援します。
- 安全性や利便性に配慮した避難所や避難路を指定するとともに、やさしい日本語や外国語の付記による避難場所の案内板の設置など、誰もが避難しやすい環境づくりに努めます。

## 【 基本目標2 】共に活躍できるまちづくり

---

### 施策の方向1 就労への支援 『共に働く』

#### (就労環境の整備)

- ハローワークや関係機関との連携をはじめ、庁内関係部署との就労等に関する情報を共有し、外国人市民への情報提供に努めます。
- ハローワークや関係機関と連携し、企業等に対して、外国人市民の雇用の促進や労働環境の改善に向けた啓発を推進し、雇用の場の充実に努めます。また、外国人市民の雇用については「出入国管理及び難民認定法」をはじめ労働関係法令、その他の法令に基づき、外国人市民の適正な雇用や労働条件が確保されるよう、事業主への啓発を推進します。

#### (スキルアップへの支援)

- 就労に必要な日本語能力の取得やスキルアップのため、日本語を学ぶ機会や学習機関についての情報を提供します。

### 施策の方向2 地域社会への参画支援 『地域で活躍する』

#### (地域社会への参画促進)

- 地域の活動に関する情報の多言語化ややさしい日本語での情報提供に努め、外国人市民への周知を図ります。地域社会の一員である外国人市民が、地域の多様な活力として積極的に地域活動に参画できるよう関係機関と連携して、外国人市民の配偶者や子育て世帯にも地域活動への参加を促進します。
- 外国人市民に対して、自治会等地域の活動内容や重要性についての情報を発信するとともに、日本人市民と外国人市民が共に地域活動に参画し、活躍できる環境づくりを支援します。
- 自治会をはじめ江田島市国際交流協会等の関係機関と連携し、外国人市民の国際感覚や語学力、知識、技術などを積極的に活用し、地域の活性化や魅力の創出を目指す「多様性を生かすまちづくり」を推進します。

#### (市政への意見反映)

- 市の政策・方針決定過程として重要な役割を担う各種審議会や委員会等の会議への、外国人市民の参画を呼び掛け、意見交換や情報共有の場を充実し、市の施策に外国人市民の意見を広く反映させる仕組みづくりを検討します。

## 【 基本目標3 】互いに認め合う心豊かなまちづくり

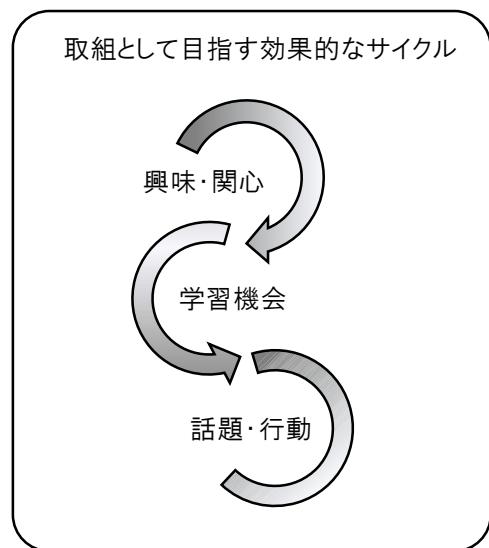
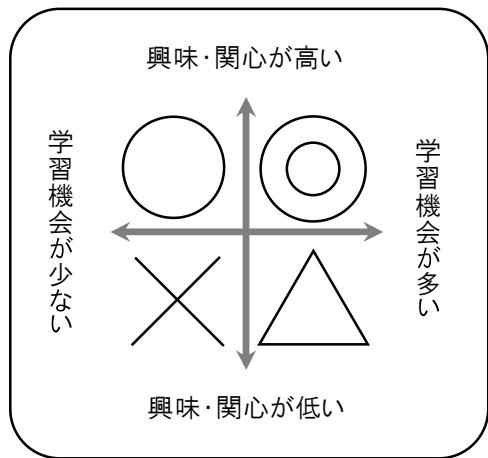
### 施策の方向1 多文化共生の意識づくり 『意識を高める』

(意識啓発の推進)

- 市の広報紙やホームページ等を活用して多文化共生意識の向上を図るとともに、異なる文化や人種、生活習慣や価値観など、相互に文化を尊重し、共生できる多文化共生の地域づくりについての啓発を推進します。
- 多文化共生社会づくりに関する国や県等の情報を、市の広報紙やホームページ等で周知するとともに、国や県等のパンフレットの配布などにより、市民への意識啓発に努めます。
- 国際ヒューマンフェスタ・食文化交流などのイベントを通して、互いの文化を理解し、尊重し合う意識を醸成します。

#### 人権意識が高い人の特徴や傾向を踏まえた「啓発サイクル」

- 過去の調査結果※から、人権意識が高い人は、人権問題について、日頃から「興味・関心」があるとともに「学習機会」があり、人権問題を家族や友人と「話題」にして「行動」する人、という特徴や傾向が整理されました。
- これら「興味・関心」「学習機会」「話題・行動」という3つのキーワードは、多様な人権課題について共通するものであり、多文化共生社会の意識啓発にも深く関わっています。



※ 平成30(2018)年度に、本市で実施した「市民人権問題意識調査」

#### (日本人市民の国際感覚の醸成)

- 日本人市民の国際感覚の醸成に向けて、外国の生活や習慣、文化等を学ぶ機会の提供や外国人市民との意見交換会の開催に努めます。
- 学校等における英語の学習を通して、児童・生徒の外国人市民とのコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会を生きる人材として必要なスキルの向上に努めます。
- 市民の誰もが「人権尊重」を人類共通の課題として、国際的な視野で考え、暮らしの中の問題として身近なところから行動できるよう、多様な媒体を通して関連する情報を発信し、人権意識の高揚を図る「暮らしの中の国際化」を推進します。

#### (多文化共生相談員による支援)

- 多文化共生相談員が定期訪問し、外国人市民が言葉や生活習慣の違いから生じる課題や悩みを解決できるよう支援します。

#### (不当な差別的言動の解消と防止)

- 外国人市民に対する、不当な差別的言動を防止するための啓発活動に取り組み、差別を受けた場合の相談体制を整備し、インターネットによるモニタリングの強化を図ります。

### **施策の方向2 国際交流の促進 『交流を深める』**

#### (国際交流イベントの開催)

- 江田島市国際交流協会と連携し「国際ヒューマンフェスタ」「食文化交流会」をはじめ「国際交流スポーツ大会」や「こどもサポートプログラム」など、外国人市民が日本人市民と積極的に交流できるよう、市民への幅広い参加を呼び掛けます。

#### (国際交流情報の発信)

- 多文化共生に関する国際的な取組や先進事例についての情報をはじめ、県などで開催される外国人市民との異文化交流事業に関する情報を幅広く収集し、江田島市国際交流協会会報誌やSNS等で市民に向けて発信することにより、国際交流の気運を高めます。

# 第5章 プランの推進体制

## 【1】多文化共生社会づくりに向けた庁内体制の整備

本プランは、生活支援のみならず地域づくり、労働、観光、子育て、教育、福祉など市政のあらゆる分野にわたるプランです。本プランの推進にあたっては、市内に居住する外国人市民の生活ニーズに的確に対応できるよう、庁内の関係部署が連携を図り、分野横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、全ての職員が多文化共生の視点に立って執務に当たるとともに、庁内における多言語対応をはじめとした外国人市民への支援体制の充実を図ります。

## 【2】地域における連携・協働体制づくり

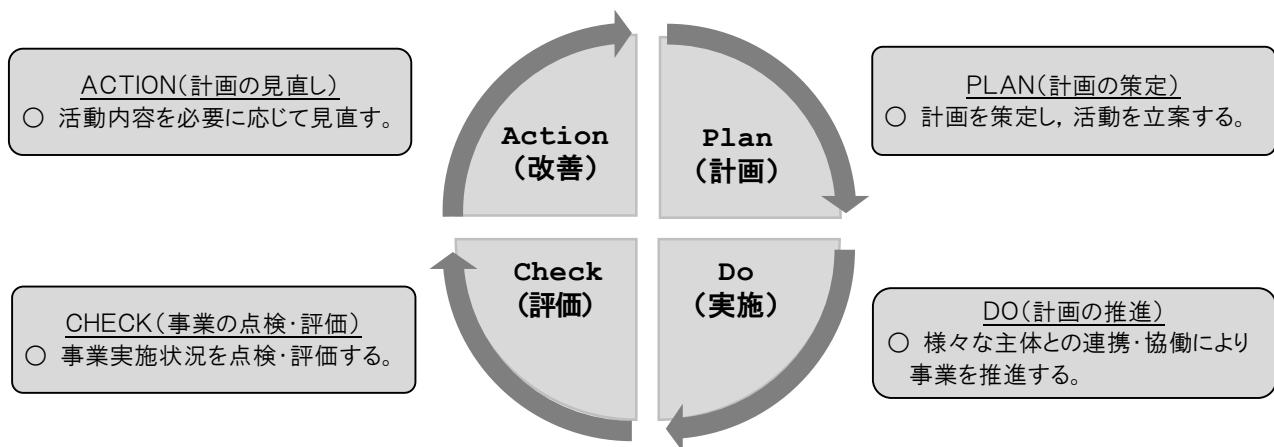
社会全体で多文化共生を推進していくためには、行政はもとより、市民や自治会等の地域コミュニティ、関係機関や関係団体、企業等の相互理解と共通認識により、協働してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。多様な分野にわたる施策を着実に推進するために、行政、市民、関係機関や関係団体、事業所等との連携の強化に努めます。

また、市民及び関係機関等への多文化共生社会についての意識の醸成をはじめ、地域における支援や交流を支える担い手の確保、育成を図りながら、様々な主体が連携して取組を進めていきます。

## 【3】プランの進行管理

本プランの着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

### 【参考／PDCAサイクルによる進捗評価】



# 資料編

## 1 在留資格一覧

| 在留資格  | 本邦において行うことができる活動   | 該当例                                       | 在留期間                 |
|-------|--|---|----------------------|
| 外交    | 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動   | 外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族              | 外交活動の期間              |
| 公用    | 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)   | 外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族 | 5年、3年、1年、3月、30日又は15日 |
| 教授    | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動   | 大学教授等                                     | 5年、3年、1年又は3月         |
| 芸術    | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項に掲げる活動を除く。)  | 作曲家、画家、著述家等                               | 5年、3年、1年又は3月         |
| 宗教    | 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動   | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等                        | 5年、3年、1年又は3月         |
| 報道    | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動   | 外国の報道機関の記者、カメラマン                          | 5年、3年、1年又は3月         |
| 高度専門職 | <p>1号<br/>高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>2号<br/>1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)</p> | ポイント制による高度人材                              | 5年                   |
|       |  |   | 無期限                  |
| 経営・管理 | 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)   | 企業等の経営者・管理者                               | 5年、3年、1年、6月、4月又は3月   |

| 在留資格         | 本邦において行うことができる活動   |  | 該当例                                       | 在留期間                      |
|--------------|--|--|---|---------------------------|
| 法律・会計業務      | 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動   |  | 弁護士、公認会計士等                                | 5年、3年、1年又は3月              |
| 医療           | 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動  |  | 医師、歯科医師、看護師                               | 5年、3年、1年又は3月              |
| 研究           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(一の表の教授の項に掲げる活動を除く。)  |  | 政府関係機関や私企業等の研究者                           | 5年、3年、1年又は3月              |
| 教育           | 本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動   |  | 中学校・高等学校等の語学教師等                           | 5年、3年、1年又は3月              |
| 技術・人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。) |  | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 | 5年、3年、1年又は3月              |
| 企業内転勤        | 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動   |  | 外国の事業所からの転勤者                              | 5年、3年、1年又は3月              |
| 介護           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動   |  | 介護福祉士                                     | 5年、3年、1年又は3月              |
| 興行           | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)  |  | 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等                      | 3年、1年、6月、3月又は15日          |
| 技能           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動  |  | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等       | 5年、3年、1年又は3月              |
| 特定技能         | 1号   | 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 | 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 | 1年、6月又は4月                 |
|              | 2号   | 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動   | 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人            | 3年、1年又は6月                 |
| 技能実習         | 1号   | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動<br>ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動   | 技能実習生                                     | 法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲) |
|              |  | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動<br>ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動   |   | 法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲) |

| 在留資格     | 本邦において行うことができる活動   |   | 該当例  | 在留期間                                      |
|----------|--|---|--|---|
| 技能実習     | 3号   | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 | 技能実習生  | 法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)                 |
|          |  | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 |  |   |
| 文化活動     | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)  |   | 日本文化の研究者等  | 3年、1年、6月又は3月                              |
| 短期滞在     | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動   |   | 観光客、会議参加者等                                       | 90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間               |
| 留学       | 本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学校部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 |   | 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒              | 法務大臣が個々に指定する期間(4年3月を超えない範囲)               |
| 研修       | 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)   |   | 研修生  | 1年、6月又は3月                                 |
| 家族滞在     | 一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動   |   | 在留外国人が扶養する配偶者・子                                  | 法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)                 |
| 特定活動     | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動  |   | 外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等 | 5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲) |
| 在留資格     | 本邦において有する身分又は地位  |   | 該当例  | 在留期間                                      |
| 永住者      | 法務大臣が永住を認める者   |   | 法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)              | 無期限                                       |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者   |   | 日本人の配偶者・子・特別養子                                   | 5年、3年、1年又は6月                              |
| 永住者の配偶者等 | 永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者   |   | 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子                 | 5年、3年、1年又は6月                              |
| 定住者      | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認められる者  |   | 第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等                             | 5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)    |

資料:法務省出入国在留管理庁(令和5(2023)年3月時点)

## 2 江田島市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

令和4年6月1日

### (設置)

第1条 江田島市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、多文化共生社会の実現を目指し、多文化共生に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求めるため、江田島市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会は、プランの策定について、検討し、及び協議する。

### (委員)

第3条 策定委員会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、プラン策定終了時までとする。

### (組織)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

#### (失効期日)

2 この要綱は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。

### 附 則（令和5年3月15日）

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

### 3 江田島市多文化共生推進プラン策定委員名簿

|    | 団体                  | 役職   | 氏名                  |
|----|---------------------|------|---------------------|
| 1  | 江田島市議会              | 議員   | 美濃 英俊               |
| 2  | 江田島市自治会連合会          | 会長   | 濱谷 一眞               |
| 3  | 江田島市人権擁護委員会         | 会長   | 下田 満                |
| 4  | 江田島市人権教育啓発推進協議会     | 会長   | 沖井 遵文               |
| 5  | 江田島市民生委員児童委員協議会     | 会長   | 樋上 梢                |
| 6  | 社会福祉法人江田島市社会福祉協議会   | 会長   | 堂野崎 平               |
| 7  | 江田島市内小中学校長会         | 校長   | 山近 宏                |
| 8  | 江田島市漁業振興協議会         | 会長   | 三浦 誠                |
| 9  | 日本経済振興協同組合          | 部長   | 韓 雄哲                |
| 10 | 中谷造船株式会社            | 課長   | 高木 哲雄               |
| 11 | 一般社団法人広島湾地域資源ネットワーク | 代表理事 | 胡子 和子               |
| 12 | 外国人市民代表             |      | アラカバ ジョラミー<br>バルバーベ |
| 13 | 江田島市市民生活部           | 部長   | 江郷 壱行               |

## 4 江田島市多文化共生推進本部設置要綱

令和4年10月20日

### (設置)

第1条 江田島市多文化共生推進プランの策定に当たり、江田島市における多文化共生社会の実現を目指し、多文化共生に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求める目的として、江田島市多文化共生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江田島市多文化共生推進プランの策定の積極的な推進に関すること。
- (2) 多文化共生推進施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関すること。
- (3) 多文化共生推進に関する部局間の相互調整に関すること。
- (4) その他多文化共生推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

2 本部長は、推進本部を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある場合又は本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (推進会議)

第5条 推進本部に第2条に定める所掌事項に関する具体的な事項について、調査、研究又は検討を行うため、多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、会長、副会長及び会員で構成し、別表第2に定める職にある者をもって組織する。

3 推進会議は、会長が招集し、会長が推進会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合又は会長が欠けた場合は、その職務を代理する。

- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会長は、推進会議で検討した事項について、推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

附 則（令和5年3月15日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

#### 推進本部

|      |        |
|------|--------|
| 本部長  | 副市長    |
| 副本部長 | 教育長    |
| 本部員  | 総務部長   |
| 〃    | 企画部長   |
| 〃    | 危機管理監  |
| 〃    | 市民生活部長 |
| 〃    | 福祉保健部長 |
| 〃    | 産業部長   |
| 〃    | 土木建築部長 |
| 〃    | 教育部長   |
| 〃    | 議会事務局長 |
| 〃    | 消防長    |

別表第2（第5条関係）

推進会議

|     |          |
|-----|----------|
| 会長  | 市民生活部長   |
| 副会長 | 人権推進課長   |
| 会員  | 総務部総務課長  |
| 〃   | 企画振興課長   |
| 〃   | 危機管理課長   |
| 〃   | 市民生活課長   |
| 〃   | 社会福祉課長   |
| 〃   | 農林水産課長   |
| 〃   | 建設課長     |
| 〃   | 会計課長     |
| 〃   | 学校教育課長   |
| 〃   | 生涯学習課長   |
| 〃   | 消防本部総務課長 |

## **江田島市多文化共生推進プラン**

---

発 行／令和5（2023）年7月

発 行 者／広島県江田島市 市民生活部 人権推進課

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

TEL（0823）43-1635

FAX（0823）57-4431

E - Mail／jinken@city.etajima.hiroshima.jp

---